

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月7日提出
【計算期間】	日本株厳選ファンド・円コース 第28特定期間 日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース 第28特定期間 日本株厳選ファンド・豪ドルコース 第28特定期間 日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース 第28特定期間 日本株厳選ファンド・米ドルコース 第24特定期間 日本株厳選ファンド・メキシコペソコース 第24特定期間 日本株厳選ファンド・トルコリラコース 第24特定期間 (自 2024年10月11日至 2025年4月10日)
【ファンド名】	日本株厳選ファンド・円コース 日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース 日本株厳選ファンド・豪ドルコース 日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース 日本株厳選ファンド・米ドルコース 日本株厳選ファンド・メキシコペソコース 日本株厳選ファンド・トルコリラコース
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【電話番号】	03-6205-0911
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

〔円コース〕

当ファンドは、わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

〔各コース（円コースを除く）〕

当ファンドは、わが国の株式を実質的な主要投資対象とするとともに、為替取引を行うことで信託財産の成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

＜商品分類表定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- （1）単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （2）追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- （1）国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （2）海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （3）内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- （1）株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （2）債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （3）不動産投信（リート）…

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…

「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…

「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。

- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数… 上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2011年4月26日	「日本株厳選ファンド・円コース」、「日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース」、「日本株厳選ファンド・豪ドルコース」、「日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース」の信託契約締結、設定、運用開始
2013年7月26日	「日本株厳選ファンド・米ドルコース」、「日本株厳選ファンド・メキシコペソコース」、「日本株厳選ファンド・トルコリラコース」の信託契約締結、設定、運用開始
2019年4月1日	ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ承継
2020年7月11日	信託期間の終了日を2021年4月12日から2026年4月10日に変更
2025年1月8日	「日本株厳選ファンド・円コース」、「日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース」、「日本株厳選ファンド・米ドルコース」の信託期間の終了日を2026年4月10日から2029年4月10日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2025年4月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

（2025年4月30日現在）

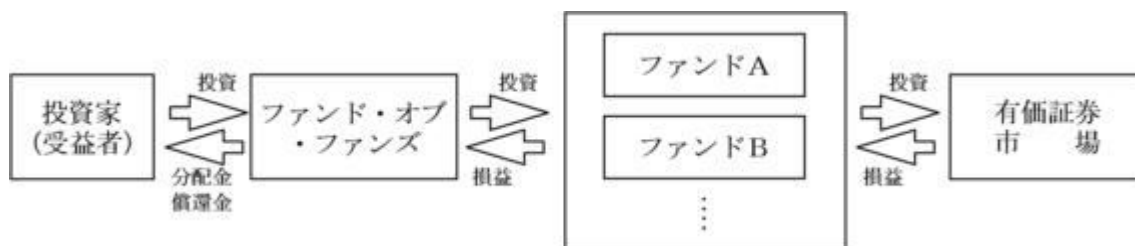
名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
----	----	------------------	-----------

株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

（1）【投資方針】

- ①主にわが国の株式を主要投資対象とする（※）を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。

（注）上記の（※）は、以下の各々の場合において、次の通り読みかえるものとします。

円コース	「Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class」受益証券
ブラジルリアルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class」受益証券
豪ドルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class」受益証券
アジア3通貨コース	「Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class」受益証券
米ドルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class」受益証券
メキシコペソコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class」受益証券
トルコリラコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class」受益証券

- ②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色



1

主としてわが国の株式の中から、割安と判断される魅力的な銘柄に厳選して投資することで、信託財産の成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建ての外国投資信託証券「ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド」への投資を通じて、わが国の株式に実質的に投資します。また、親投資信託である「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を通じて、円建ての公社債等へ実質的に投資します。

2

円コースおよび為替取引を活用する6つの通貨コースによる7本のファンドから構成されています。

- 円コース、ブラジルリアルコース、豪ドルコース、アジア3通貨コース、米ドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコースの7本のファンドから構成されています。

※アジア3通貨コースは中国元、インドルピー、インドネシアルピアの為替取引を概ね均等に行います。

- 投資を行う外国投資信託証券においては、わが国の株式に投資を行うとともに、円売り、各コースの取引対象通貨買いの為替取引を行います（円コースを除く）。これにより主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）＊」、為替変動要因による「為替差益／差損」が生じます。

＊詳しくは、後掲「為替取引によるプレミアム／コストについて」をご参照ください。

- 各コース間でスイッチングが可能です。

※日本株厳選ファンドについては、今後新たなファンドが追加されることがあります。

※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。

※日本株厳選ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

3

毎月の決算時に分配を目指します。

- 決算日は毎月10日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK)リミテッドは、三井住友DSアセットマネジメント(委託会社)に日本株の運用を一任します。同社は委託会社の子会社(100%出資)です。

※「ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、わが国の割安株式等となります。

ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンドの各クラスにおいて、組入れ資産の円建て資産に対して以下の為替取引を行います。

クラス	為替取引
JPY Class	為替取引は行いません。
BRL Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、ブラジルリアル買いを行います。
AUD Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、豪ドル買いを行います。
Asia Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、アジアの通貨(中国、インド、インドネシアの3カ国の通貨を均等)買いを行います。 ※保有する円建て資産の3分の1程度ずつ各通貨への実質的なエクスポージャーをとります。
USD Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、米ドル買いを行います。
MXN Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、メキシコペソ買いを行います。
TRY Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、トルコリラ買いを行います。

(注1) 外国投資信託証券で行われる為替取引には、円と各取引対象通貨の為替変動リスクがあります。

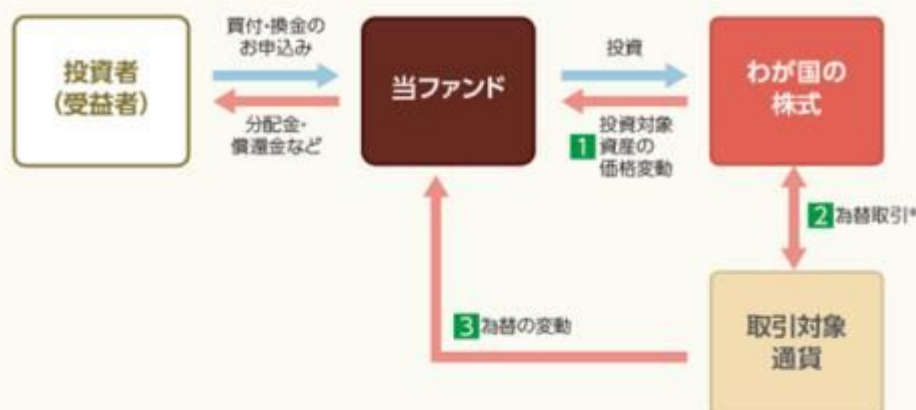
(注2) 為替取引にあたっては、為替予約取引の代わりにNDF(直物為替先渡取引)を利用する場合があります。

●日本株厳選ファンドについては、今後新たなファンドが追加されることがあります。

●日本株厳選ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

■当ファンドは主にわが国の株式への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された通貨選択型の投資信託です。



※円コースでは為替取引は行いません。円コースを除く各コースでは、取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生しますのでご注意ください。

■当ファンドの収益の源泉は、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
Ⅱ 1 わが国の株式の配当収入、値上がり／値下がり	株価上昇 企業利益の増加 財務状況の改善 など	株価下落 企業利益の減少 財務状況の悪化 など
+ 2 為替取引によるプレミアム／コスト^(注)	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 円の短期金利	コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 円の短期金利
+ 3 為替差益／差損^(注)	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高

(注)円コースでは為替取引を行わないため、円コースにおける収益の源泉は「わが国の株式の配当収入、値上がり／値下がり」となります。

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上記のとおりにならない場合があります。

外国投資信託証券の運用について

〔スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK) リミテッドの概要〕

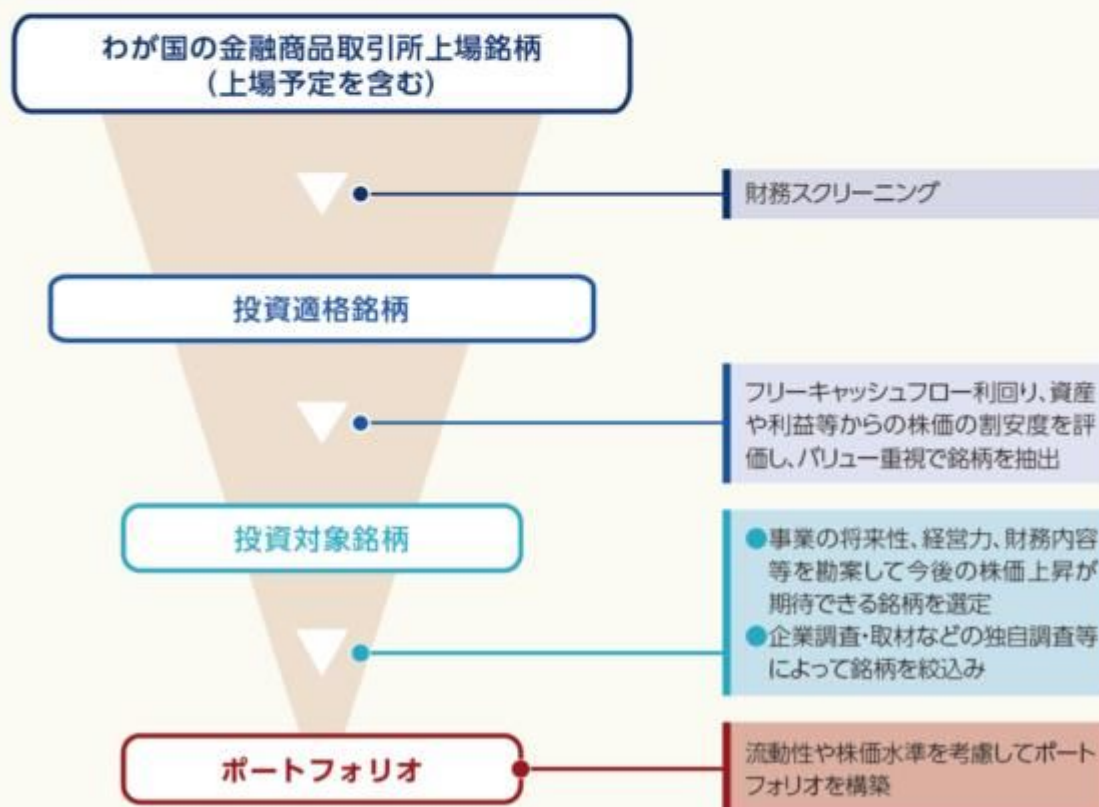
設 立	1982年8月25日
運用チーム	運用専門職は2名 平均運用経験年数は22年
拠 点	英国
運用資産残高	約9,597億円

(注) 2025年4月末現在

(出所) スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK) リミテッドの情報を基に委託会社作成

〔日本株式の運用プロセス〕

■投資対象とする外国投資信託の日本株式の運用は、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK) リミテッドからの一任を受け、委託会社の運用部 バリュースタッフが行います。



※上記の運用プロセスは2025年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

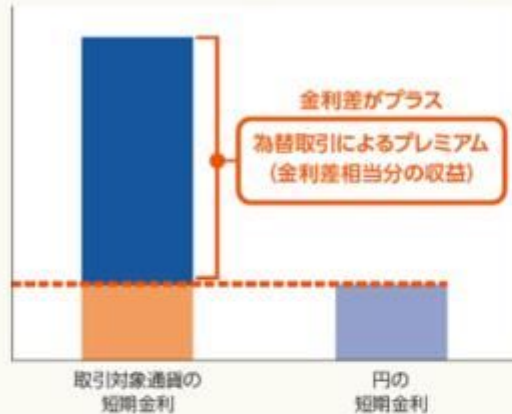
※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

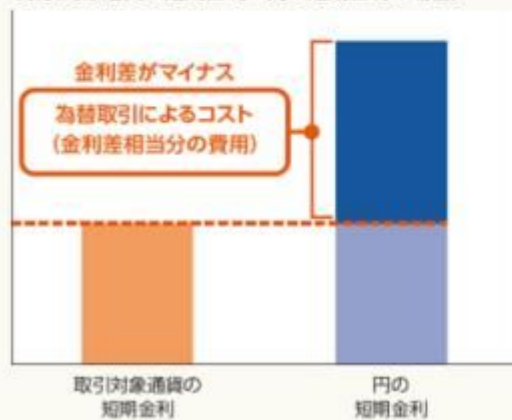
為替取引によるプレミアム／コストについて

▶ 為替取引を活用した収益機会のイメージ

[取引対象通貨の短期金利>円の短期金利の場合]



[取引対象通貨の短期金利<円の短期金利の場合]



■一般的に、円を売って円より高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、円を売って円より低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

■主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。



NDF（ノン・デリバブル・フォワード）とは国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が
支払われるイメージ

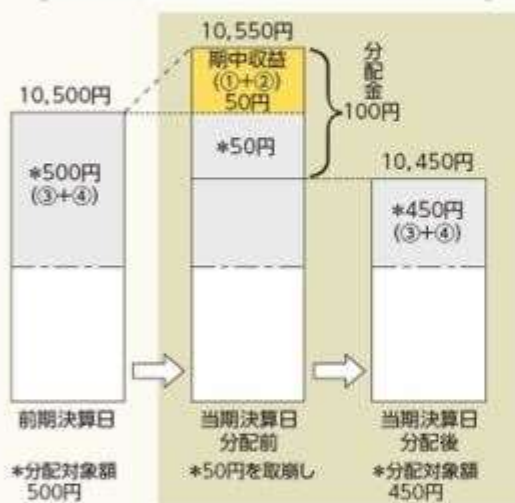


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

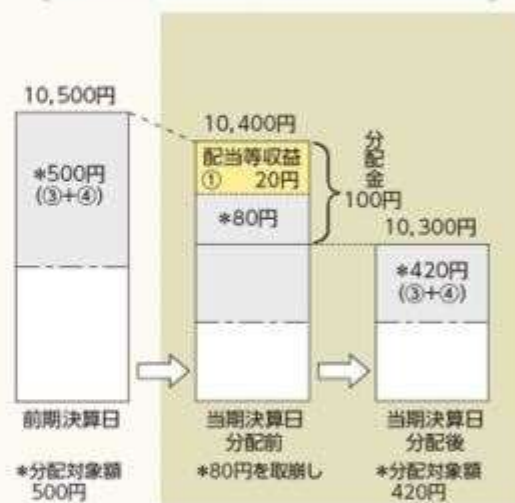
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

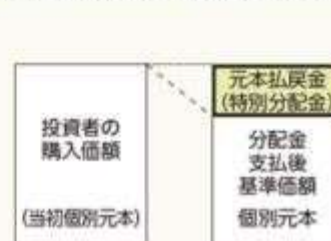
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として（※）および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（注）上記の（※）は、以下の各々の場合において、次の通り読みかえるものとします。

円コース	「Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class」受益証券
ブラジルリアルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class」受益証券
豪ドルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class」受益証券
アジア3通貨コース	「Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class」受益証券
米ドルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class」受益証券
メキシコペソコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class」受益証券
トルコリラコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class」受益証券

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2025年4月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶ **ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド JPY Class / BRL Class / AUD Class / Asia Class / USD Class / MXN Class / TRY Class**

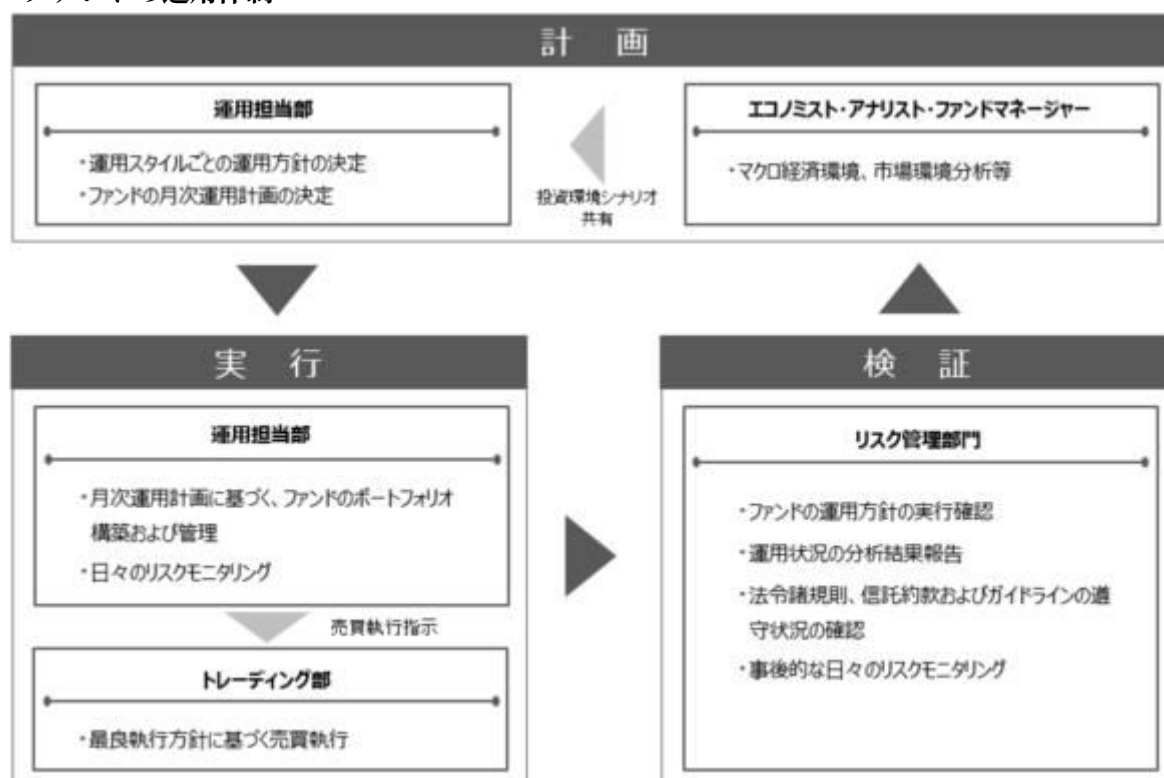
形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
主 要 投 資 対 象	日本企業の株式を主要投資対象とします。また、為替取引を活用します。
運用の基本方針	● わが国の株式(上場予定を含みます。)の中から、割安と判断される魅力的な銘柄を発掘し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。 ● 企業の資産・利益等と比較して株価が割安と判断される企業群を投資対象とします。 ● 事業の将来性、経営力、財務内容等を勘案して今後の株価上昇が期待できる銘柄を選定します。 ● 通常時においては、30銘柄から60銘柄前後に投資することを基本とします。 ● 各クラスにおいて、原則として保有する円建て資産に対し、円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。JPY Classにおいては為替取引を行いません。 ● 資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができない場合があります。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資割合には、制限を設けません。 ● 同一銘柄の株式への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ● 円建て以外の資産への投資は行いません。 ● 流動性に欠ける資産への投資割合は、純資産総額の15%以下とします。
分 配 方 針	原則として、毎月4日に分配を行う方針です。
運用管理費用	純資産総額に対して 運用報酬 年0.12% 管理報酬等 年0.05%程度(最低年40,000米ドル程度) 名義書換代行費用 年0.01% ※上記のほか、受託会社報酬(年10,000米ドル)、管理および保管に要する費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
そ の 他 の 費 用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
投 資 顧 問 会 社	スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK)リミテッド
副 投 資 顧 問 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社(日本株の運用)
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	本邦貸建て公社債および短期金融商品等
運用の基本方針	本邦貸建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
主 な 投 資 制 限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

（３）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎月の10日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
 - ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。
 - ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ. 主な投資制限

- （イ）投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- （ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ. 公社債の借入れの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - （ロ）前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）（イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ. 信用リスク集中回避のための投資制限

- （イ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- （ロ）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ. 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）為替変動リスク

「各コース（円コースを除く）」

円コースを除く各コースは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落するおそれがあります。なお、取引対象通貨の金利が円金利より低い場合、円と取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

（ニ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点**（イ）ファンド固有の留意点****a. 為替取引に関する留意点**

主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替取引ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

アジア3通貨コースでは、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が基本配分から大きく乖離する場合があります。

b. 外国投資信託証券への投資について

外国投資信託証券からわが国の株式へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

（ロ）投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
 - ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 円コース



〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

■ ファンド： 2020年5月～2025年4月

■ 他の資産クラス： 2020年5月～2025年4月



■ ブラジルリアルコース



■ ファンド： 2020年5月～2025年4月

■ 他の資産クラス： 2020年5月～2025年4月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 豪ドルコース



■ アジア3通貨コース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 米ドルコース



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■ メキシコペソコース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ トルコリラコース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.5675%（税抜き1.425%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の配分は以下の通りです。 <信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.70%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.18%程度*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年1.7475%（税抜き1.605%）程度*		

＊投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

上記の料率は、2025年4月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各特定期末（毎年4月、10月に属する計算期末）または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
 - ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
 - ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

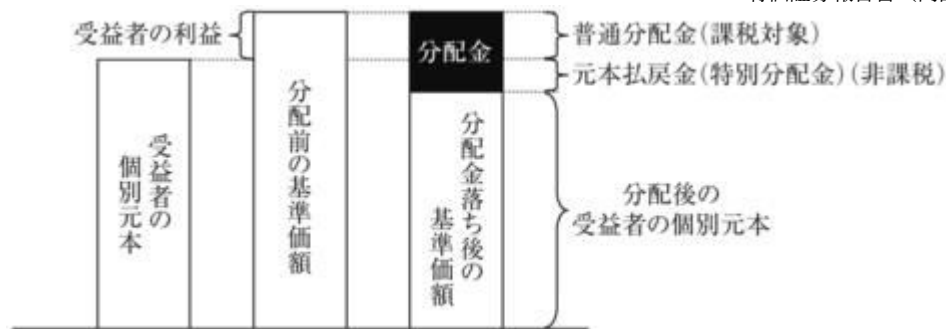
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、NISAの対象ではありません。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年10月11日～2025年4月10日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
円コース	1.82%	1.57%	0.26%
ブラジルリアルコース	1.82%	1.56%	0.26%
豪ドルコース	1.82%	1.57%	0.26%
アジア3通貨コース	1.83%	1.57%	0.26%
米ドルコース	1.83%	1.57%	0.26%
メキシコペソコース	1.83%	1.57%	0.27%
トルコリラコース	1.82%	1.56%	0.26%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】**(1)【投資状況】****日本株厳選ファンド・円コース**

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	37,957,187,650	97.93
親投資信託受益証券	日本	275,331	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	803,356,303	2.07
合計（純資産総額）		38,760,819,284	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	9,930,972,503	97.74
親投資信託受益証券	日本	445,955	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	229,194,744	2.26
合計（純資産総額）		10,160,613,202	100.00

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,054,396,044	97.63
親投資信託受益証券	日本	691,037	0.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	49,079,481	2.34
合計（純資産総額）		2,104,166,562	100.00

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	829,310,673	97.75
親投資信託受益証券	日本	9,943	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	19,038,174	2.25
合計（純資産総額）		848,358,790	100.00

日本株厳選ファンド・米ドルコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	11,700,236,549	97.86
親投資信託受益証券	日本	199,921	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	255,777,849	2.14
合計（純資産総額）		11,956,214,319	100.00

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	755,172,783	96.95
親投資信託受益証券	日本	199,921	0.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	23,590,096	3.02
合計（純資産総額）		778,962,800	100.00

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,400,223,940	97.88

親投資信託受益証券	日本	199,921	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	30,109,555	2.11
合計（純資産総額）		1,430,533,416	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日本株厳選ファンド・円コース

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class	37,708,312,786	0.9084	34,252,900,673	1.0066	37,957,187,650	97.93
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	270,889	1.0162	275,277	1.0164	275,331	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.93
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.93

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class	13,476,689,515	0.6291	8,478,185,377	0.7369	9,930,972,503	97.74
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	438,760	1.0162	445,867	1.0164	445,955	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.74
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.74

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class	2,484,154,830	0.7157	1,777,969,863	0.8270	2,054,396,044	97.63
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	679,887	1.0162	690,901	1.0164	691,037	0.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.63
親投資信託受益証券	0.03
合 計	97.67

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class	945,622,205	0.7923	749,216,474	0.8770	829,310,673	97.75
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	9,783	1.0162	9,941	1.0164	9,943	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.75
親投資信託受益証券	0.00

合 計	97.76
-----	-------

日本株厳選ファンド・米ドルコース

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class	13,102,168,589	0.8168	10,702,216,761	0.8930	11,700,236,549	97.86
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	196,696	1.0162	199,882	1.0164	199,921	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.86
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.86

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class	966,806,790	0.6696	647,379,606	0.7811	755,172,783	96.95
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	196,696	1.0162	199,882	1.0164	199,921	0.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.95
親投資信託受益証券	0.03
合 計	96.97

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class	11,505,537,717	0.1100	1,265,799,297	0.1217	1,400,223,940	97.88
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	196,696	1.0162	199,882	1.0164	199,921	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.88
親投資信託受益証券	0.01
合 計	97.90

②【投資不動産物件】

日本株厳選ファンド・円コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日本株厳選ファンド・円コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

日本株厳選ファンド・円コース

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定9期 (2015年10月13日)	98,513,187,907	104,960,492,320	14,199	15,699
特定10期 (2016年 4月11日)	146,051,125,327	161,089,911,231	10,771	12,171
特定11期 (2016年10月11日)	138,411,268,621	155,291,443,388	9,790	10,990

特定12期	(2017年 4月10日)	112,888,153,679	124,807,066,336	10,122	11,072
特定13期	(2017年10月10日)	96,573,802,405	105,538,596,688	10,473	11,373
特定14期	(2018年 4月10日)	86,094,435,520	93,816,544,128	9,732	10,632
特定15期	(2018年10月10日)	88,967,407,605	96,776,116,241	8,827	9,652
特定16期	(2019年 4月10日)	69,859,999,603	74,190,997,863	7,527	7,977
特定17期	(2019年10月10日)	53,640,899,450	57,340,761,800	6,868	7,303
特定18期	(2020年 4月10日)	34,860,845,877	37,251,790,729	5,574	5,934
特定19期	(2020年10月12日)	34,287,991,515	36,442,680,878	5,979	6,339
特定20期	(2021年 4月12日)	34,543,024,032	36,425,389,696	7,068	7,428
特定21期	(2021年10月11日)	31,035,291,611	32,689,829,971	6,913	7,273
特定22期	(2022年 4月11日)	27,606,853,466	29,131,864,039	6,867	7,227
特定23期	(2022年10月11日)	29,521,732,006	31,050,789,197	6,548	6,908
特定24期	(2023年 4月10日)	35,685,220,278	37,466,862,831	6,690	7,050
特定25期	(2023年10月10日)	41,813,136,971	43,770,068,590	7,502	7,862
特定26期	(2024年 4月10日)	48,310,236,588	50,364,067,711	8,553	8,913
特定27期	(2024年10月10日)	43,843,784,976	45,816,909,993	8,283	8,643
特定28期	(2025年 4月10日)	35,286,049,365	37,109,064,091	7,197	7,557
2024年 4月末日		47,316,847,561	-	8,421	-
5月末日		47,064,860,875	-	8,383	-
6月末日		46,345,886,310	-	8,324	-
7月末日		44,728,739,787	-	8,168	-
8月末日		45,152,761,466	-	8,309	-
9月末日		45,342,391,350	-	8,502	-
10月末日		43,099,186,262	-	8,191	-
11月末日		41,091,420,467	-	7,887	-
12月末日		41,658,393,139	-	8,179	-
2025年 1月末日		40,520,676,503	-	8,057	-
2月末日		38,892,450,672	-	7,852	-
3月末日		39,801,619,266	-	8,089	-
4月末日		38,760,819,284	-	7,952	-

(注1) 分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定9期 (2015年10月13日)	95,856,517,407	112,615,146,574	7,789	9,289
特定10期 (2016年 4月11日)	76,713,335,131	94,934,185,124	5,202	6,502
特定11期 (2016年10月11日)	81,956,327,460	96,079,118,677	4,945	5,845
特定12期 (2017年 4月10日)	80,478,025,424	90,462,636,414	5,816	6,466
特定13期 (2017年10月10日)	74,255,651,931	81,926,606,315	6,207	6,807

特定14期	(2018年 4月10日)	58,511,218,286	65,196,801,959	5,186	5,786
特定15期	(2018年10月10日)	51,126,713,723	57,347,834,414	4,495	5,045
特定16期	(2019年 4月10日)	36,349,946,337	39,479,432,150	3,658	3,958
特定17期	(2019年10月10日)	26,565,016,227	29,214,130,324	3,020	3,305
特定18期	(2020年 4月10日)	13,872,276,686	15,453,931,713	1,984	2,194
特定19期	(2020年10月12日)	11,454,111,296	12,335,715,472	1,885	2,020
特定20期	(2021年 4月12日)	11,812,707,341	12,483,832,288	2,252	2,372
特定21期	(2021年10月11日)	10,885,075,675	11,472,675,998	2,333	2,453
特定22期	(2022年 4月11日)	12,207,524,272	12,715,674,535	3,102	3,222
特定23期	(2022年10月11日)	11,504,583,583	11,935,272,871	3,364	3,484
特定24期	(2023年 4月10日)	10,723,078,409	11,110,496,550	3,430	3,550
特定25期	(2023年10月10日)	11,944,316,254	12,288,653,233	4,577	4,697
特定26期	(2024年 4月10日)	13,719,214,397	14,012,335,493	5,843	5,963
特定27期	(2024年10月10日)	11,532,768,808	11,803,876,759	5,247	5,367
特定28期	(2025年 4月10日)	8,781,176,146	9,031,866,309	4,368	4,488
2024年 4月末日		13,644,013,476	-	5,844	-
5月末日		13,370,675,422	-	5,783	-
6月末日		12,765,978,202	-	5,606	-
7月末日		11,774,063,243	-	5,253	-
8月末日		11,188,525,919	-	5,022	-
9月末日		11,621,697,023	-	5,265	-
10月末日		11,270,023,955	-	5,178	-
11月末日		10,561,001,077	-	4,921	-
12月末日		10,645,400,784	-	5,045	-
2025年 1月末日		10,770,841,027	-	5,189	-
2月末日		10,357,009,166	-	5,029	-
3月末日		10,706,602,898	-	5,305	-
4月末日		10,160,613,202	-	5,093	-

(注1) 分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定9期 (2015年10月13日)	13,849,363,929	15,365,334,837	13,542	15,042
特定10期 (2016年 4月11日)	13,030,662,694	14,575,707,403	9,577	10,877
特定11期 (2016年10月11日)	12,039,724,515	13,304,628,323	8,420	9,320
特定12期 (2017年 4月10日)	10,604,983,410	11,420,702,828	9,529	10,179
特定13期 (2017年10月10日)	8,961,342,228	9,537,422,284	10,779	11,379
特定14期 (2018年 4月10日)	7,242,183,464	7,688,862,463	9,813	10,413
特定15期 (2018年10月10日)	6,013,799,185	6,409,776,540	8,999	9,549

特定16期	(2019年 4月10日)	4,518,213,924	4,702,069,142	7,807	8,107
特定17期	(2019年10月10日)	3,321,034,938	3,473,206,502	6,692	6,977
特定18期	(2020年 4月10日)	2,168,931,138	2,260,498,954	5,241	5,451
特定19期	(2020年10月12日)	2,350,317,637	2,432,260,577	6,417	6,627
特定20期	(2021年 4月12日)	2,701,321,779	2,772,652,353	8,499	8,709
特定21期	(2021年10月11日)	2,308,286,044	2,369,038,017	8,371	8,581
特定22期	(2022年 4月11日)	2,334,163,235	2,387,852,301	9,612	9,822
特定23期	(2022年10月11日)	2,024,753,171	2,071,896,311	9,506	9,716
特定24期	(2023年 4月10日)	1,908,220,318	1,950,987,196	9,611	9,821
特定25期	(2023年10月10日)	2,116,139,885	2,153,591,770	12,193	12,403
特定26期	(2024年 4月10日)	2,574,258,145	2,609,943,260	15,438	15,648
特定27期	(2024年10月10日)	2,455,549,067	2,489,599,333	15,448	15,658
特定28期	(2025年 4月10日)	1,830,133,821	1,861,987,268	12,264	12,474
2024年 4月末日		2,595,459,897	-	15,575	-
5月末日		2,629,033,818	-	15,838	-
6月末日		2,642,041,317	-	16,276	-
7月末日		2,454,927,936	-	15,245	-
8月末日		2,444,367,050	-	15,095	-
9月末日		2,493,903,471	-	15,578	-
10月末日		2,430,096,846	-	15,426	-
11月末日		2,233,817,251	-	14,584	-
12月末日		2,317,080,464	-	15,224	-
2025年 1月末日		2,231,502,750	-	14,865	-
2月末日		2,134,819,868	-	14,262	-
3月末日		2,230,782,866	-	14,939	-
4月末日		2,104,166,562	-	14,106	-

(注1) 分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定9期 (2015年10月13日)	4,910,354,109	5,410,810,074	15,495	16,995
特定10期 (2016年 4月11日)	3,040,112,974	3,449,926,748	10,934	12,334
特定11期 (2016年10月11日)	2,357,792,001	2,675,132,864	9,520	10,720
特定12期 (2017年 4月10日)	2,137,621,216	2,346,601,597	10,778	11,728
特定13期 (2017年10月10日)	2,012,384,522	2,176,203,498	11,710	12,610
特定14期 (2018年 4月10日)	1,952,287,825	2,114,714,581	10,850	11,750
特定15期 (2018年10月10日)	1,712,058,457	1,859,192,218	9,697	10,522
特定16期 (2019年 4月10日)	1,422,556,867	1,497,113,556	8,939	9,389
特定17期 (2019年10月10日)	1,119,831,944	1,183,778,444	7,963	8,398

特定18期	(2020年 4月10日)	715,031,865	759,042,836	6,352	6,712
特定19期	(2020年10月12日)	751,370,904	790,771,108	7,242	7,602
特定20期	(2021年 4月12日)	791,375,531	825,262,628	9,125	9,485
特定21期	(2021年10月11日)	762,371,395	791,952,317	9,535	9,895
特定22期	(2022年 4月11日)	782,468,919	809,328,937	10,772	11,132
特定23期	(2022年10月11日)	781,514,191	806,672,979	11,473	11,833
特定24期	(2023年 4月10日)	782,166,754	806,578,018	11,368	11,728
特定25期	(2023年10月10日)	922,373,396	945,925,657	14,546	14,906
特定26期	(2024年 4月10日)	1,037,307,107	1,059,233,189	17,682	18,042
特定27期	(2024年10月10日)	1,008,989,862	1,029,957,487	17,727	18,087
特定28期	(2025年 4月10日)	774,174,012	793,556,159	14,980	15,340
2024年 4月末日		1,055,576,350	-	17,861	-
5月末日		1,068,210,425	-	17,950	-
6月末日		1,087,697,258	-	18,355	-
7月末日		1,016,545,929	-	17,534	-
8月末日		994,344,718	-	17,176	-
9月末日		1,018,796,380	-	17,588	-
10月末日		1,012,986,858	-	17,965	-
11月末日		947,618,756	-	16,994	-
12月末日		996,068,877	-	18,267	-
2025年 1月末日		939,594,876	-	17,715	-
2月末日		889,711,805	-	16,852	-
3月末日		916,182,004	-	17,617	-
4月末日		848,358,790	-	16,526	-

(注1) 分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定5期 (2015年10月13日)	56,381,578,987	58,943,468,367	14,193	15,093
特定6期 (2016年 4月11日)	50,354,104,294	54,540,111,808	10,059	10,959
特定7期 (2016年10月11日)	48,064,546,381	52,753,667,223	8,862	9,762
特定8期 (2017年 4月10日)	49,403,696,358	53,954,387,269	9,869	10,769
特定9期 (2017年10月10日)	45,502,469,111	49,745,874,629	10,416	11,316
特定10期 (2018年 4月10日)	40,514,702,741	44,134,244,271	9,268	10,168
特定11期 (2018年10月10日)	44,861,416,468	48,777,556,646	8,949	9,774
特定12期 (2019年 4月10日)	34,614,745,278	36,771,923,546	7,587	8,037
特定13期 (2019年10月10日)	24,527,548,897	26,291,112,105	6,759	7,194
特定14期 (2020年 4月10日)	15,444,896,243	16,519,996,869	5,566	5,926
特定15期 (2020年10月12日)	14,597,920,064	15,546,216,249	5,824	6,184

特定16期	(2021年 4月12日)	13,961,790,971	14,755,939,324	7,136	7,496
特定17期	(2021年10月11日)	12,025,984,385	12,665,248,878	7,153	7,513
特定18期	(2022年 4月11日)	11,786,828,028	12,351,865,937	7,913	8,273
特定19期	(2022年10月11日)	12,550,304,950	13,064,987,240	8,937	9,297
特定20期	(2023年 4月10日)	11,141,180,805	11,623,339,362	8,609	8,969
特定21期	(2023年10月10日)	13,110,862,025	13,541,032,393	11,330	11,690
特定22期	(2024年 4月10日)	15,135,829,751	15,545,166,056	13,654	14,014
特定23期	(2024年10月10日)	14,196,340,838	14,583,808,705	13,452	13,812
特定24期	(2025年 4月10日)	10,980,917,664	11,330,438,487	11,820	12,180
2024年 4月末日		15,324,959,709	-	13,908	-
5月末日		15,206,165,110	-	13,945	-
6月末日		15,404,747,583	-	14,281	-
7月末日		14,592,175,965	-	13,595	-
8月末日		13,955,311,377	-	13,019	-
9月末日		13,994,570,412	-	13,173	-
10月末日		14,170,867,891	-	13,711	-
11月末日		13,246,176,348	-	13,110	-
12月末日		14,033,549,764	-	14,269	-
2025年 1月末日		13,353,551,380	-	13,848	-
2月末日		12,565,433,903	-	13,211	-
3月末日		12,837,071,584	-	13,726	-
4月末日		11,956,214,319	-	12,886	-

(注1) 分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定5期 (2015年10月13日)	732,270,782	779,920,512	11,315	11,915
特定6期 (2016年 4月11日)	461,957,141	498,379,459	7,492	8,092
特定7期 (2016年10月11日)	456,381,785	499,618,472	6,053	6,653
特定8期 (2017年 4月10日)	1,421,710,701	1,497,552,350	7,085	7,685
特定9期 (2017年10月10日)	1,701,691,903	1,834,614,069	7,800	8,400
特定10期 (2018年 4月10日)	1,230,505,217	1,321,493,441	7,370	7,970
特定11期 (2018年10月10日)	757,064,271	834,513,208	7,147	7,697
特定12期 (2019年 4月10日)	490,370,180	516,659,541	6,319	6,619
特定13期 (2019年10月10日)	386,716,240	407,983,750	5,629	5,929
特定14期 (2020年 4月10日)	241,477,270	260,390,381	4,079	4,379
特定15期 (2020年10月12日)	225,479,544	240,856,524	4,767	5,067
特定16期 (2021年 4月12日)	253,040,587	262,240,357	6,355	6,565
特定17期 (2021年10月11日)	200,891,103	208,122,022	6,426	6,636

特定18期	(2022年 4月11日)	210,810,878	216,789,088	7,580	7,790
特定19期	(2022年10月11日)	252,931,942	258,887,804	9,006	9,216
特定20期	(2023年 4月10日)	420,390,449	427,338,427	9,968	10,178
特定21期	(2023年10月10日)	1,346,639,789	1,362,505,364	13,677	13,887
特定22期	(2024年 4月10日)	1,704,945,381	1,723,883,522	19,303	19,513
特定23期	(2024年10月10日)	1,174,265,993	1,191,461,675	16,705	16,915
特定24期	(2025年 4月10日)	663,989,068	675,518,194	14,215	14,425
2024年 4月末日		1,905,122,599	-	18,966	-
5月末日		1,871,263,738	-	19,197	-
6月末日		1,508,961,083	-	18,363	-
7月末日		1,309,866,489	-	17,229	-
8月末日		1,189,444,932	-	15,668	-
9月末日		1,173,234,118	-	16,147	-
10月末日		1,142,569,855	-	16,444	-
11月末日		1,007,898,706	-	15,443	-
12月末日		955,782,552	-	17,283	-
2025年 1月末日		881,884,135	-	16,749	-
2月末日		758,461,369	-	16,080	-
3月末日		792,102,905	-	16,834	-
4月末日		778,962,800	-	16,502	-

(注1) 分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定5期 (2015年10月13日)	765,930,136	806,537,917	10,854	11,454
特定6期 (2016年 4月11日)	561,084,176	601,929,062	8,290	8,890
特定7期 (2016年10月11日)	438,573,460	475,750,707	7,218	7,818
特定8期 (2017年 4月10日)	456,188,680	490,226,088	6,936	7,536
特定9期 (2017年10月10日)	1,031,613,499	1,094,961,174	7,970	8,570
特定10期 (2018年 4月10日)	957,966,639	1,033,881,214	6,756	7,356
特定11期 (2018年10月10日)	1,830,938,149	1,935,672,808	4,504	5,054
特定12期 (2019年 4月10日)	2,434,325,073	2,576,552,104	4,566	4,866
特定13期 (2019年10月10日)	2,036,320,469	2,188,832,322	4,283	4,583
特定14期 (2020年 4月10日)	977,159,344	1,086,088,778	3,240	3,540
特定15期 (2020年10月12日)	813,256,001	899,864,283	2,987	3,287
特定16期 (2021年 4月12日)	835,792,066	888,612,615	3,770	3,980
特定17期 (2021年10月11日)	619,963,737	658,461,473	3,760	3,970
特定18期 (2022年 4月11日)	335,239,643	364,342,484	2,534	2,744
特定19期 (2022年10月11日)	335,598,580	363,143,874	2,633	2,843

特定20期	(2023年 4月10日)	438,995,356	468,535,039	2,625	2,835
特定21期	(2023年10月10日)	538,013,367	576,532,321	2,933	3,143
特定22期	(2024年 4月10日)	620,539,840	658,743,974	3,490	3,700
特定23期	(2024年10月10日)	1,250,609,610	1,313,545,411	3,766	3,976
特定24期	(2025年 4月10日)	1,249,841,366	1,322,791,579	3,493	3,703
2024年 4月末日		643,057,452	-	3,614	-
5月末日		714,229,766	-	3,750	-
6月末日		1,142,992,241	-	3,831	-
7月末日		1,253,723,159	-	3,740	-
8月末日		1,211,973,215	-	3,554	-
9月末日		1,249,462,563	-	3,688	-
10月末日		1,176,146,467	-	3,930	-
11月末日		1,097,225,227	-	3,815	-
12月末日		1,493,266,892	-	4,166	-
2025年 1月末日		1,419,180,085	-	4,102	-
2月末日		1,409,820,492	-	3,928	-
3月末日		1,455,303,734	-	4,016	-
4月末日		1,430,533,416	-	3,860	-

(注1) 分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

日本株厳選ファンド・円コース

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定9期	2015年 4月11日～2015年10月13日	1,500
特定10期	2015年10月14日～2016年 4月11日	1,400
特定11期	2016年 4月12日～2016年10月11日	1,200
特定12期	2016年10月12日～2017年 4月10日	950
特定13期	2017年 4月11日～2017年10月10日	900
特定14期	2017年10月11日～2018年 4月10日	900
特定15期	2018年 4月11日～2018年10月10日	825
特定16期	2018年10月11日～2019年 4月10日	450
特定17期	2019年 4月11日～2019年10月10日	435
特定18期	2019年10月11日～2020年 4月10日	360
特定19期	2020年 4月11日～2020年10月12日	360
特定20期	2020年10月13日～2021年 4月12日	360
特定21期	2021年 4月13日～2021年10月11日	360
特定22期	2021年10月12日～2022年 4月11日	360
特定23期	2022年 4月12日～2022年10月11日	360
特定24期	2022年10月12日～2023年 4月10日	360
特定25期	2023年 4月11日～2023年10月10日	360

特定26期	2023年10月11日～2024年 4月10日	360
特定27期	2024年 4月11日～2024年10月10日	360
特定28期	2024年10月11日～2025年 4月10日	360

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定9期	2015年 4月11日～2015年10月13日	1,500
特定10期	2015年10月14日～2016年 4月11日	1,300
特定11期	2016年 4月12日～2016年10月11日	900
特定12期	2016年10月12日～2017年 4月10日	650
特定13期	2017年 4月11日～2017年10月10日	600
特定14期	2017年10月11日～2018年 4月10日	600
特定15期	2018年 4月11日～2018年10月10日	550
特定16期	2018年10月11日～2019年 4月10日	300
特定17期	2019年 4月11日～2019年10月10日	285
特定18期	2019年10月11日～2020年 4月10日	210
特定19期	2020年 4月11日～2020年10月12日	135
特定20期	2020年10月13日～2021年 4月12日	120
特定21期	2021年 4月13日～2021年10月11日	120
特定22期	2021年10月12日～2022年 4月11日	120
特定23期	2022年 4月12日～2022年10月11日	120
特定24期	2022年10月12日～2023年 4月10日	120
特定25期	2023年 4月11日～2023年10月10日	120
特定26期	2023年10月11日～2024年 4月10日	120
特定27期	2024年 4月11日～2024年10月10日	120
特定28期	2024年10月11日～2025年 4月10日	120

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定9期	2015年 4月11日～2015年10月13日	1,500
特定10期	2015年10月14日～2016年 4月11日	1,300
特定11期	2016年 4月12日～2016年10月11日	900
特定12期	2016年10月12日～2017年 4月10日	650
特定13期	2017年 4月11日～2017年10月10日	600
特定14期	2017年10月11日～2018年 4月10日	600
特定15期	2018年 4月11日～2018年10月10日	550
特定16期	2018年10月11日～2019年 4月10日	300
特定17期	2019年 4月11日～2019年10月10日	285
特定18期	2019年10月11日～2020年 4月10日	210
特定19期	2020年 4月11日～2020年10月12日	210
特定20期	2020年10月13日～2021年 4月12日	210
特定21期	2021年 4月13日～2021年10月11日	210

特定22期	2021年10月12日～2022年 4月11日	210
特定23期	2022年 4月12日～2022年10月11日	210
特定24期	2022年10月12日～2023年 4月10日	210
特定25期	2023年 4月11日～2023年10月10日	210
特定26期	2023年10月11日～2024年 4月10日	210
特定27期	2024年 4月11日～2024年10月10日	210
特定28期	2024年10月11日～2025年 4月10日	210

日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
特定9期	2015年 4月11日～2015年10月13日	1,500
特定10期	2015年10月14日～2016年 4月11日	1,400
特定11期	2016年 4月12日～2016年10月11日	1,200
特定12期	2016年10月12日～2017年 4月10日	950
特定13期	2017年 4月11日～2017年10月10日	900
特定14期	2017年10月11日～2018年 4月10日	900
特定15期	2018年 4月11日～2018年10月10日	825
特定16期	2018年10月11日～2019年 4月10日	450
特定17期	2019年 4月11日～2019年10月10日	435
特定18期	2019年10月11日～2020年 4月10日	360
特定19期	2020年 4月11日～2020年10月12日	360
特定20期	2020年10月13日～2021年 4月12日	360
特定21期	2021年 4月13日～2021年10月11日	360
特定22期	2021年10月12日～2022年 4月11日	360
特定23期	2022年 4月12日～2022年10月11日	360
特定24期	2022年10月12日～2023年 4月10日	360
特定25期	2023年 4月11日～2023年10月10日	360
特定26期	2023年10月11日～2024年 4月10日	360
特定27期	2024年 4月11日～2024年10月10日	360
特定28期	2024年10月11日～2025年 4月10日	360

日本株厳選ファンド・米ドルコース

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
特定5期	2015年 4月11日～2015年10月13日	900
特定6期	2015年10月14日～2016年 4月11日	900
特定7期	2016年 4月12日～2016年10月11日	900
特定8期	2016年10月12日～2017年 4月10日	900
特定9期	2017年 4月11日～2017年10月10日	900
特定10期	2017年10月11日～2018年 4月10日	900
特定11期	2018年 4月11日～2018年10月10日	825
特定12期	2018年10月11日～2019年 4月10日	450
特定13期	2019年 4月11日～2019年10月10日	435

特定14期	2019年10月11日～2020年 4月10日	360
特定15期	2020年 4月11日～2020年10月12日	360
特定16期	2020年10月13日～2021年 4月12日	360
特定17期	2021年 4月13日～2021年10月11日	360
特定18期	2021年10月12日～2022年 4月11日	360
特定19期	2022年 4月12日～2022年10月11日	360
特定20期	2022年10月12日～2023年 4月10日	360
特定21期	2023年 4月11日～2023年10月10日	360
特定22期	2023年10月11日～2024年 4月10日	360
特定23期	2024年 4月11日～2024年10月10日	360
特定24期	2024年10月11日～2025年 4月10日	360

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
特定5期	2015年 4月11日～2015年10月13日	600
特定6期	2015年10月14日～2016年 4月11日	600
特定7期	2016年 4月12日～2016年10月11日	600
特定8期	2016年10月12日～2017年 4月10日	600
特定9期	2017年 4月11日～2017年10月10日	600
特定10期	2017年10月11日～2018年 4月10日	600
特定11期	2018年 4月11日～2018年10月10日	550
特定12期	2018年10月11日～2019年 4月10日	300
特定13期	2019年 4月11日～2019年10月10日	300
特定14期	2019年10月11日～2020年 4月10日	300
特定15期	2020年 4月11日～2020年10月12日	300
特定16期	2020年10月13日～2021年 4月12日	210
特定17期	2021年 4月13日～2021年10月11日	210
特定18期	2021年10月12日～2022年 4月11日	210
特定19期	2022年 4月12日～2022年10月11日	210
特定20期	2022年10月12日～2023年 4月10日	210
特定21期	2023年 4月11日～2023年10月10日	210
特定22期	2023年10月11日～2024年 4月10日	210
特定23期	2024年 4月11日～2024年10月10日	210
特定24期	2024年10月11日～2025年 4月10日	210

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
特定5期	2015年 4月11日～2015年10月13日	600
特定6期	2015年10月14日～2016年 4月11日	600
特定7期	2016年 4月12日～2016年10月11日	600
特定8期	2016年10月12日～2017年 4月10日	600
特定9期	2017年 4月11日～2017年10月10日	600

特定10期	2017年10月11日～2018年 4月10日	600
特定11期	2018年 4月11日～2018年10月10日	550
特定12期	2018年10月11日～2019年 4月10日	300
特定13期	2019年 4月11日～2019年10月10日	300
特定14期	2019年10月11日～2020年 4月10日	300
特定15期	2020年 4月11日～2020年10月12日	300
特定16期	2020年10月13日～2021年 4月12日	210
特定17期	2021年 4月13日～2021年10月11日	210
特定18期	2021年10月12日～2022年 4月11日	210
特定19期	2022年 4月12日～2022年10月11日	210
特定20期	2022年10月12日～2023年 4月10日	210
特定21期	2023年 4月11日～2023年10月10日	210
特定22期	2023年10月11日～2024年 4月10日	210
特定23期	2024年 4月11日～2024年10月10日	210
特定24期	2024年10月11日～2025年 4月10日	210

③【収益率の推移】

日本株厳選ファンド・円コース

	収益率（％）
特定9期	△3.8
特定10期	△14.3
特定11期	2.0
特定12期	13.1
特定13期	12.4
特定14期	1.5
特定15期	△0.8
特定16期	△9.6
特定17期	△3.0
特定18期	△13.6
特定19期	13.7
特定20期	24.2
特定21期	2.9
特定22期	4.5
特定23期	0.6
特定24期	7.7
特定25期	17.5
特定26期	18.8
特定27期	1.1
特定28期	△8.8

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

	収益率（％）
特定9期	△15.2
特定10期	△16.5
特定11期	12.4
特定12期	30.8
特定13期	17.0
特定14期	△6.8
特定15期	△2.7
特定16期	△11.9
特定17期	△9.7
特定18期	△27.4
特定19期	1.8
特定20期	25.8
特定21期	8.9
特定22期	38.1
特定23期	12.3
特定24期	5.5
特定25期	36.9
特定26期	30.3
特定27期	△8.1
特定28期	△14.5

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

	収益率（％）
特定9期	△8.0
特定10期	△19.7
特定11期	△2.7
特定12期	20.9
特定13期	19.4
特定14期	△3.4
特定15期	△2.7
特定16期	△9.9
特定17期	△10.6
特定18期	△18.5
特定19期	26.4
特定20期	35.7
特定21期	1.0
特定22期	17.3
特定23期	1.1
特定24期	3.3

特定25期	29.1
特定26期	28.3
特定27期	1.4
特定28期	△19.3

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

	収益率（％）
特定9期	△4.7
特定10期	△20.4
特定11期	△2.0
特定12期	23.2
特定13期	17.0
特定14期	0.3
特定15期	△3.0
特定16期	△3.2
特定17期	△6.1
特定18期	△15.7
特定19期	19.7
特定20期	31.0
特定21期	8.4
特定22期	16.7
特定23期	9.8
特定24期	2.2
特定25期	31.1
特定26期	24.0
特定27期	2.3
特定28期	△13.5

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

	収益率（％）
特定5期	△4.5
特定6期	△22.8
特定7期	△3.0
特定8期	21.5
特定9期	14.7
特定10期	△2.4
特定11期	5.5
特定12期	△10.2

特定13期	△5.2
特定14期	△12.3
特定15期	11.1
特定16期	28.7
特定17期	5.3
特定18期	15.7
特定19期	17.5
特定20期	0.4
特定21期	35.8
特定22期	23.7
特定23期	1.2
特定24期	△9.5

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

	収益率（％）
特定5期	△11.7
特定6期	△28.5
特定7期	△11.2
特定8期	27.0
特定9期	18.6
特定10期	2.2
特定11期	4.4
特定12期	△7.4
特定13期	△6.2
特定14期	△22.2
特定15期	24.2
特定16期	37.7
特定17期	4.4
特定18期	21.2
特定19期	21.6
特定20期	13.0
特定21期	39.3
特定22期	42.7
特定23期	△12.4
特定24期	△13.6

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

	収益率（％）
--	--------

特定5期	△9.6
特定6期	△18.1
特定7期	△5.7
特定8期	4.4
特定9期	23.6
特定10期	△7.7
特定11期	△25.2
特定12期	8.0
特定13期	0.4
特定14期	△17.3
特定15期	1.5
特定16期	33.2
特定17期	5.3
特定18期	△27.0
特定19期	12.2
特定20期	7.7
特定21期	19.7
特定22期	26.2
特定23期	13.9
特定24期	△1.7

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

日本株厳選ファンド・円コース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定9期	57,637,903,167	9,013,891,396
特定10期	77,618,326,672	11,406,370,890
特定11期	29,433,208,602	23,642,465,194
特定12期	18,007,888,132	47,856,843,645
特定13期	9,889,189,302	29,214,033,099
特定14期	16,439,044,606	20,182,625,922
特定15期	23,187,732,333	10,861,169,428
特定16期	8,876,037,422	16,853,902,132
特定17期	2,488,760,036	17,201,267,377
特定18期	1,579,790,959	17,143,675,056
特定19期	999,915,345	6,185,916,002
特定20期	976,535,173	9,454,180,690
特定21期	2,781,809,398	6,759,873,740
特定22期	1,621,506,530	6,311,648,781
特定23期	8,111,167,120	3,232,104,906
特定24期	12,678,031,357	4,416,835,292
特定25期	12,903,256,320	10,508,546,621

特定26期	7,613,181,321	6,872,312,184
特定27期	4,447,357,931	7,993,658,969
特定28期	2,805,972,890	6,714,461,670

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定9期	50,628,599,220	42,444,896,603
特定10期	49,763,775,761	25,345,141,855
特定11期	37,834,498,590	19,563,505,401
特定12期	38,382,065,526	65,769,871,238
特定13期	14,444,275,077	33,171,465,884
特定14期	16,126,857,785	22,942,623,880
特定15期	15,784,908,243	14,854,285,734
特定16期	4,678,247,137	19,060,747,089
特定17期	4,904,180,393	16,310,674,370
特定18期	1,741,026,950	19,798,513,627
特定19期	866,896,095	9,993,081,753
特定20期	1,070,777,881	9,402,214,006
特定21期	526,122,018	6,307,621,856
特定22期	416,321,189	7,729,429,225
特定23期	572,851,004	5,722,000,826
特定24期	304,653,513	3,245,095,054
特定25期	991,411,458	6,158,297,829
特定26期	435,960,226	3,050,317,356
特定27期	243,016,782	1,745,095,537
特定28期	104,800,323	1,980,926,958

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定9期	3,941,901,257	9,178,037,244
特定10期	5,229,128,224	1,849,430,098
特定11期	2,708,650,553	2,016,896,847
特定12期	2,328,143,595	5,497,635,287
特定13期	703,861,485	3,519,045,486
特定14期	855,081,836	1,788,619,755
特定15期	616,605,911	1,314,244,896
特定16期	242,301,416	1,137,691,570
特定17期	112,845,155	937,636,951
特定18期	63,887,118	887,708,408
特定19期	99,953,425	575,769,240
特定20期	66,308,098	550,434,643
特定21期	41,234,033	462,412,739

特定22期	31,999,743	360,938,969
特定23期	29,429,909	327,961,092
特定24期	15,901,081	160,363,186
特定25期	22,666,737	272,633,361
特定26期	39,059,151	107,103,164
特定27期	31,517,139	109,450,423
特定28期	6,312,379	103,615,334

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定9期	1,372,932,529	3,454,389,876
特定10期	343,522,640	732,205,930
特定11期	226,569,631	530,207,028
特定12期	300,361,761	793,799,000
特定13期	255,473,707	520,281,639
特定14期	469,594,264	388,719,022
特定15期	288,894,954	322,637,485
特定16期	165,850,238	340,025,586
特定17期	70,619,888	255,808,583
特定18期	83,761,010	364,312,874
特定19期	21,685,179	109,775,701
特定20期	19,644,372	189,920,078
特定21期	28,039,603	95,753,480
特定22期	26,461,132	99,665,154
特定23期	42,760,162	87,992,358
特定24期	58,212,056	51,303,408
特定25期	55,517,736	109,470,998
特定26期	24,333,435	71,781,124
特定27期	40,503,006	57,974,007
特定28期	12,285,342	64,672,509

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定5期	29,849,467,249	9,866,816,526
特定6期	20,033,281,494	9,700,627,600
特定7期	13,012,830,080	8,830,863,031
特定8期	17,443,999,020	21,621,326,458
特定9期	8,906,990,043	15,282,480,064
特定10期	13,379,771,741	13,349,322,076
特定11期	13,801,608,998	7,385,489,279
特定12期	4,491,545,156	8,998,365,120
特定13期	1,967,603,267	11,302,128,710

特定14期	1,155,817,196	9,696,380,018
特定15期	600,872,281	3,284,673,522
特定16期	449,069,977	5,950,947,585
特定17期	335,774,900	3,087,052,224
特定18期	839,759,055	2,758,139,659
特定19期	1,998,436,353	2,850,778,042
特定20期	816,565,537	1,917,609,724
特定21期	1,217,807,770	2,587,228,051
特定22期	707,193,892	1,193,715,145
特定23期	514,866,216	1,046,959,724
特定24期	101,405,388	1,364,445,547

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定5期	139,772,890	1,087,478,726
特定6期	93,850,760	124,421,365
特定7期	376,933,711	239,631,781
特定8期	2,116,043,132	863,261,073
特定9期	1,988,265,572	1,813,428,106
特定10期	534,194,169	1,046,096,569
特定11期	109,719,280	720,007,039
特定12期	47,270,017	330,583,867
特定13期	93,107,491	182,152,350
特定14期	67,693,229	162,664,812
特定15期	24,243,495	143,215,762
特定16期	36,711,069	111,588,306
特定17期	24,490,110	110,039,858
特定18期	16,789,507	51,297,388
特定19期	118,339,434	115,592,458
特定20期	346,722,990	205,852,321
特定21期	1,644,078,303	1,081,234,016
特定22期	639,213,312	740,538,239
特定23期	416,651,760	596,934,232
特定24期	48,509,859	284,360,426

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定5期	415,245,905	463,034,530
特定6期	132,605,125	161,499,451
特定7期	287,400,965	356,616,930
特定8期	211,952,802	161,789,731
特定9期	1,384,512,761	747,965,793

特定10期	641,758,029	518,102,932
特定11期	3,161,063,094	513,905,286
特定12期	4,276,605,729	3,009,786,425
特定13期	530,151,560	1,108,104,512
特定14期	190,233,354	1,928,470,635
特定15期	118,265,274	411,203,884
特定16期	186,204,791	692,233,650
特定17期	148,488,403	716,251,066
特定18期	100,968,922	427,021,255
特定19期	113,675,698	162,193,301
特定20期	636,660,254	238,437,197
特定21期	1,807,267,923	1,645,294,569
特定22期	477,237,232	533,623,217
特定23期	2,721,769,626	1,179,264,877
特定24期	1,445,345,517	1,187,653,933

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	2,296,997,600	42.03
特殊債券	日本	1,308,802,400	23.95
社債券	日本	199,795,600	3.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,659,583,706	30.36
合計（純資産総額）		5,465,179,306	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	1 2 5 1 国 庫短期証券	1,000,000,000	99.82	998,166,000	99.89	998,860,000	0.000	2025/08/20	18.28
日本	国債 証券	1 2 5 7 国 庫短期証券	500,000,000	99.81	499,067,000	99.84	499,222,000	0.000	2025/09/22	9.13
日本	国債 証券	1 3 0 2 国 庫短期証券	400,000,000	99.91	399,628,800	99.91	399,633,600	0.000	2025/07/28	7.31
日本	国債 証券	1 2 9 8 国 庫短期証券	400,000,000	99.81	399,244,800	99.82	399,282,000	0.000	2025/10/10	7.31
日本	特殊 債券	2 4 7 政 保道路機構	300,000,000	100.19	300,560,000	100.00	300,000,000	0.509	2025/05/30	5.49

日本	特殊 債券	２４９ 政 保道路機構	220,000,000	100.15	220,325,600	100.00	220,000,000	0.484	2025/06/30	4.03
日本	特殊 債券	７４政保地 方公共団	200,000,000	100.21	200,422,000	100.02	200,039,000	0.557	2025/07/15	3.66
日本	特殊 債券	３０ 政保 政策投資Ｃ	200,000,000	100.14	200,288,000	99.96	199,921,400	0.425	2025/09/11	3.66
日本	特殊 債券	２５８ 政 保道路機構	200,000,000	99.89	199,770,000	99.92	199,842,000	0.386	2025/10/31	3.66
日本	特殊 債券	７２政保地 方公共団	189,000,000	100.24	189,457,569	100.00	189,000,000	0.509	2025/05/23	3.46
日本	社債 券	３１ 沖縄 電力	100,000,000	99.88	99,882,800	99.94	99,942,200	0.180	2025/06/25	1.83
日本	社債 券	７０ 三菱 ＵＦＪリー ス	100,000,000	99.85	99,847,000	99.85	99,853,400	0.200	2025/07/30	1.83

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	42.03
特殊債券	23.95
社債券	3.66
合 計	69.63

②投資不動産物件

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2025年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



分配の推移

■ 円コース



決算期	分配金
2025年 4月	60円
2025年 3月	60円
2025年 2月	60円
2025年 1月	60円
2024年12月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	14,660円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■ ブラジルリアルコース



決算期	分配金
2025年 4月	20円
2025年 3月	20円
2025年 2月	20円
2025年 1月	20円
2024年12月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	13,420円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■ 豪ドルコース



決算期	分配金
2025年 4月	35円
2025年 3月	35円
2025年 2月	35円
2025年 1月	35円
2024年12月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	13,215円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

■ アジア3通貨コース



決算期	分配金
2025年 4月	60円
2025年 3月	60円
2025年 2月	60円
2025年 1月	60円
2024年12月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	16,815円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ 米ドルコース



決算期	分配金
2025年 4月	60円
2025年 3月	60円
2025年 2月	60円
2025年 1月	60円
2024年12月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	12,220円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ メキシコペソコース



決算期	分配金
2025年 4月	35円
2025年 3月	35円
2025年 2月	35円
2025年 1月	35円
2024年12月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	8,550円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

■ トルコリラコース



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

決算期	分配金
2025年 4月	35円
2025年 3月	35円
2025年 2月	35円
2025年 1月	35円
2024年12月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	8,790円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況



■円コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.93
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.07
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class	97.93
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

■ブラジルリアルコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.74
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.26
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class	97.74
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

■豪ドルコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.63
親投資信託受益証券	日本	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.34
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class	97.63
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.03

■アジア3通貨コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.75
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.25
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class	97.75
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■米ドルコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.86
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.14
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class	97.86
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

■メキシコペソコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.95
親投資信託受益証券	日本	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class	96.95
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.03

■トルコリラコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.88
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.11
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class	97.88
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.01

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド

JPY Class / BRL Class / AUD Class / Asia Class / USD Class / MXN Class / TRY Class

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	京成電鉄	陸運業	6.3
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6.2
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	6.1
日本	株式	信越化学工業	化学	6.0
日本	株式	住友不動産	不動産業	5.9
日本	株式	三井不動産	不動産業	5.9
日本	株式	三菱地所	不動産業	5.9
日本	株式	TOYO TIRE	ゴム製品	5.3
日本	株式	SCREENホールディングス	電気機器	5.0
日本	株式	大東建託	不動産業	4.8

※比率は、ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンドの組入株式の評価額合計に対する時価の比率です。

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	42.03
特殊債券	日本	23.95
社債券	日本	3.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		30.36
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

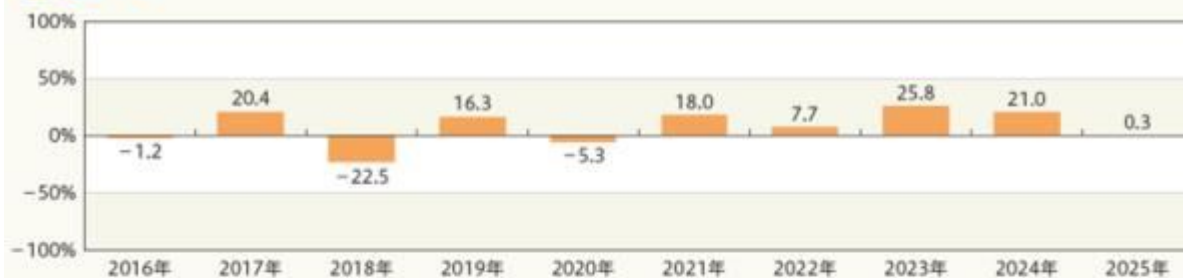
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1251国庫短期証券	0.000	2025/08/20	18.28
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	9.13
日本	国債証券	1302国庫短期証券	0.000	2025/07/28	7.31
日本	国債証券	1298国庫短期証券	0.000	2025/10/10	7.31
日本	特殊債券	247 政保道路機構	0.509	2025/05/30	5.49
日本	特殊債券	249 政保道路機構	0.484	2025/06/30	4.03
日本	特殊債券	74政保地方公共団	0.557	2025/07/15	3.66
日本	特殊債券	30 政保政策投資C	0.425	2025/09/11	3.66
日本	特殊債券	258 政保道路機構	0.386	2025/10/31	3.66
日本	特殊債券	72政保地方公共団	0.509	2025/05/23	3.46

※比率は、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

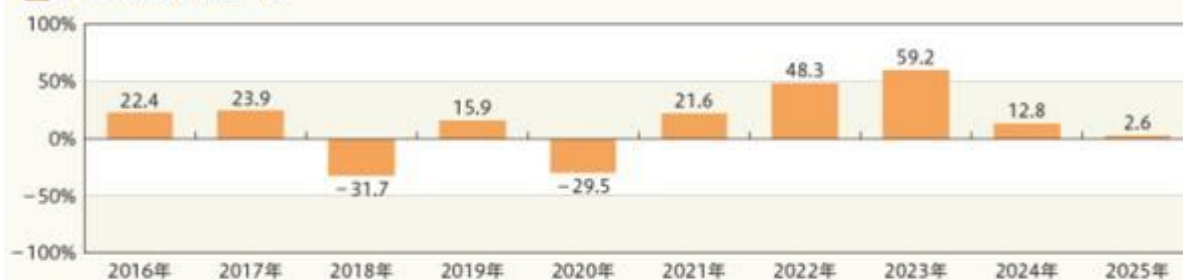
年間収益率の推移(暦年ベース)



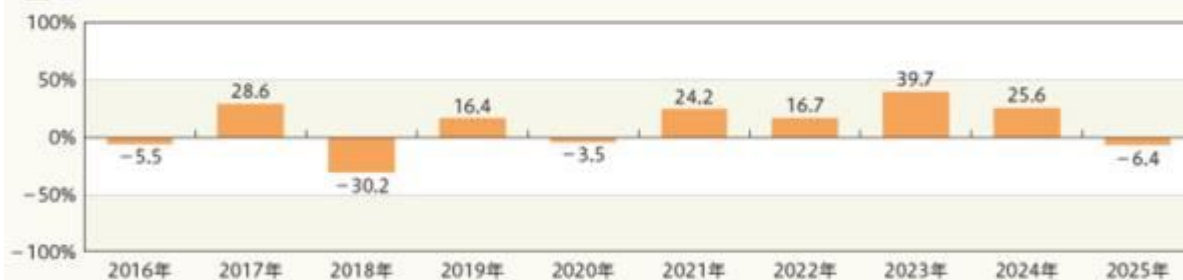
■ 円コース



■ ブラジルリアルコース



■ 豪ドルコース



■ アジア3通貨コース



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所[※]等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日

- (ホ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「円コース」は「日株厳選円」、「ブラジルリアルコース」は「日株厳選ブ」、「豪ドルコース」は「日株厳選豪」、「アジア3通貨コース」は「日株厳選3通」、「米ドルコース」は「日株厳選米」、「メキシコペソコース」は「日株厳選メ」、「トルコリラコース」は「日株厳選ト」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

〔円コース／ブラジルリアルコース〕

2011年４月26日から2029年４月10日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

〔豪ドルコース／アジア３通貨コース〕

2011年４月26日から2026年４月10日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

〔米ドルコース〕

2013年７月26日から2029年４月10日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

〔メキシコペソコース／トルコリラコース〕

2013年７月26日から2026年４月10日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月11日から翌月10日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各コースの口数を合計した口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記bの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しない

ときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- e. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、上記aに基づいてこの信託契約を解約するときおよび委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社

と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は6ヵ月毎の決算時^{*}および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

＊原則として４月、１０月の各決算時とします。

４【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

日本株厳選ファンド・円コース

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定28期（2024年10月11日から2025年4月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定24期（2024年10月11日から2025年4月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日本株厳選ファンド・円コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年 4月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,437,648	4,968,198
コール・ローン	1,366,735,145	1,250,895,882
投資信託受益証券	42,959,698,297	34,468,184,463
親投資信託受益証券	274,979	275,277
未収入金	77,070,265	-
流動資産合計	44,412,216,334	35,724,323,820
資産合計	44,412,216,334	35,724,323,820
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	317,605,520	294,154,588
未払解約金	193,151,485	91,424,809
未払受託者報酬	991,930	906,858
未払委託者報酬	55,548,564	50,784,282
その他未払費用	1,133,859	1,003,918
流動負債合計	568,431,358	438,274,455
負債合計	568,431,358	438,274,455
純資産の部		
元本等		
元本	52,934,253,468	49,025,764,688
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,090,468,492	△13,739,715,323
（分配準備積立金）	6,760,451,745	4,389,620,755
元本等合計	43,843,784,976	35,286,049,365
純資産合計	43,843,784,976	35,286,049,365
負債純資産合計	44,412,216,334	35,724,323,820

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定27期 自 2024年 4月11日 至 2024年10月10日	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日
営業収益		
受取配当金	1,117,030,220	483,325,012
受取利息	696,836	1,520,220
有価証券売買等損益	△300,025,443	△3,786,780,310
営業収益合計	817,701,613	△3,301,935,078
営業費用		
受託者報酬	6,299,744	5,577,796
委託者報酬	352,788,198	312,359,333
その他費用	1,133,859	1,003,918
営業費用合計	360,221,801	318,941,047
営業利益又は営業損失（△）	457,479,812	△3,620,876,125
経常利益又は経常損失（△）	457,479,812	△3,620,876,125
当期純利益又は当期純損失（△）	457,479,812	△3,620,876,125
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	84,790,125	△29,897,811
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,170,317,918	△9,090,468,492
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,451,883,208	1,329,358,852
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,451,883,208	1,329,358,852
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	771,598,452	564,612,643
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	771,598,452	564,612,643
分配金	1,973,125,017	1,823,014,726
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,090,468,492	△13,739,715,323

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定28期
	自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年4月10日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	52,934,253,468口	49,025,764,688口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 9,090,468,492円	元本の欠損 13,739,715,323円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8283円 (1万口当たりの純資産額8,283円)	1口当たり純資産額 0.7197円 (1万口当たりの純資産額7,197円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定27期 自 2024年4月11日 至 2024年10月10日	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日

分配金の計算過程	(自2024年4月11日至2024年5月10日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（31,626,736円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（27,340,289,768円）、および分配準備積立金（8,762,098,009円）より、分配対象収益は36,134,014,513円（1万口当たり6,417.09円）であり、うち337,854,413円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	(自2024年10月11日至2024年11月11日) 第161計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,737,106円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,155,399,416円）、および分配準備積立金（6,628,228,563円）より、分配対象収益は32,809,365,085円（1万口当たり6,223.61円）であり、うち316,305,408円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
	(自2024年5月11日至2024年6月10日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（28,843,305円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（27,291,609,002円）、および分配準備積立金（8,273,352,817円）より、分配対象収益は35,593,805,124円（1万口当たり6,362.25円）であり、うち335,671,834円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	(自2024年11月12日至2024年12月10日) 第162計算期間末における費用控除後の配当等収益（31,263,426円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（25,712,186,768円）、および分配準備積立金（6,185,732,885円）より、分配対象収益は31,929,183,079円（1万口当たり6,169.66円）であり、うち310,511,632円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
	(自2024年6月11日至2024年7月10日) 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（81,260,697円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,979,016,166円）、および分配準備積立金（7,786,250,429円）より、分配対象収益は34,846,527,292円（1万口当たり6,316.99円）であり、うち330,979,118円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	(自2024年12月11日至2025年1月10日) 第163計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,127,660円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（25,262,775,541円）、および分配準備積立金（5,749,112,639円）より、分配対象収益は31,038,015,840円（1万口当たり6,114.81円）であり、うち304,552,463円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
	(自2024年7月11日至2024年8月13日) 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（598,895,702円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,877,758,609円）、および分配準備積立金（7,399,344,170円）より、分配対象収益は34,875,998,481円（1万口当たり6,366.77円）であり、うち328,668,897円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	(自2025年1月11日至2025年2月10日) 第164計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,460,419円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（24,989,444,181円）、および分配準備積立金（5,357,271,795円）より、分配対象収益は30,395,176,395円（1万口当たり6,064.49円）であり、うち300,719,597円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

(自2024年8月14日至2024年9月10日) 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（86,707,915円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,475,275,445円）、および分配準備積立金（7,407,523,265円）より、分配対象収益は33,969,506,625円（1万口当たり6,322.94円）であり、うち322,345,235円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	(自2025年2月11日至2025年3月10日) 第165計算期間末における費用控除後の配当等収益（44,224,117円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（24,695,273,070円）、および分配準備積立金（5,004,106,483円）より、分配対象収益は29,743,603,670円（1万口当たり6,013.44円）であり、うち296,771,038円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
(自2024年9月11日至2024年10月10日) 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（83,353,929円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,157,755,172円）、および分配準備積立金（6,994,703,336円）より、分配対象収益は33,235,812,437円（1万口当たり6,278.70円）であり、うち317,605,520円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	(自2025年3月11日至2025年4月10日) 第166計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,014,402円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（24,528,488,534円）、および分配準備積立金（4,658,760,941円）より、分配対象収益は29,212,263,877円（1万口当たり5,958.55円）であり、うち294,154,588円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定28期 (2025年4月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定27期（自 2024年4月11日 至 2024年10月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,442,499,324円
親投資信託受益証券	108円
合 計	1,442,499,432円

特定28期（自 2024年10月11日 至 2025年4月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△2,856,996,171円
親投資信託受益証券	136円
合 計	△2,856,996,035円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年4月10日現在)
期首元本額	56,480,554,506円	52,934,253,468円
期中追加設定元本額	4,447,357,931円	2,805,972,890円
期中一部解約元本額	7,993,658,969円	6,714,461,670円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class	37,948,017,685	34,468,184,463	
	投資信託受益証券 小計		34,468,184,463	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	270,889	275,277	
	親投資信託受益証券 小計		275,277	
合 計			34,468,459,740	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年 4月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,044,167	1,175,516
コール・ローン	331,115,425	295,972,029
投資信託受益証券	11,277,823,270	8,541,543,296
親投資信託受益証券	445,385	445,867
未収入金	20,033,716	20,673,824
流動資産合計	11,631,461,963	8,859,810,532
資産合計	11,631,461,963	8,859,810,532
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	43,958,878	40,206,625
未払解約金	40,014,473	24,317,337
未払受託者報酬	252,870	242,914
未払委託者報酬	14,160,973	13,603,620
その他未払費用	305,961	263,890
流動負債合計	98,693,155	78,634,386
負債合計	98,693,155	78,634,386
純資産の部		
元本等		
元本	21,979,439,459	20,103,312,824
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,446,670,651	△11,322,136,678
（分配準備積立金）	2,809,624,217	2,994,573,062
元本等合計	11,532,768,808	8,781,176,146
純資産合計	11,532,768,808	8,781,176,146
負債純資産合計	11,631,461,963	8,859,810,532

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定27期 自 2024年 4月11日 至 2024年10月10日	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日
営業収益		
受取配当金	801,586,168	771,752,048
受取利息	179,862	406,104
有価証券売買等損益	△1,796,918,177	△2,240,400,647
営業収益合計	△995,152,147	△1,468,242,495
営業費用		
受託者報酬	1,700,224	1,466,501
委託者報酬	95,214,461	82,126,957
その他費用	305,961	263,890
営業費用合計	97,220,646	83,857,348
営業利益又は営業損失（△）	△1,092,372,793	△1,552,099,843
経常利益又は経常損失（△）	△1,092,372,793	△1,552,099,843
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,092,372,793	△1,552,099,843
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△14,047,977	△1,009,193
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△9,762,303,817	△10,446,670,651
剰余金増加額又は欠損金減少額	773,459,595	977,740,635
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	773,459,595	977,740,635
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,393,662	51,425,849
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	108,393,662	51,425,849
分配金	271,107,951	250,690,163
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,446,670,651	△11,322,136,678

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年4月10日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	21,979,439,459口	20,103,312,824口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 10,446,670,651円	元本の欠損 11,322,136,678円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.5247円 (1万口当たりの純資産額5,247円)	1口当たり純資産額 0.4368円 (1万口当たりの純資産額4,368円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定27期 自 2024年4月11日 至 2024年10月10日	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日

分配金の計算過程	(自2024年4月11日至2024年5月10日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益（127,288,697円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,254,540,257円）、および分配準備積立金（2,525,714,580円）より、分配対象収益は9,907,543,534円（1万口当たり4,256.70円）であり、うち46,550,400円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(自2024年10月11日至2024年11月11日) 第161計算期間末における費用控除後の配当等収益（110,732,436円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,776,463,698円）、および分配準備積立金（2,765,856,169円）より、分配対象収益は9,653,052,303円（1万口当たり4,455.86円）であり、うち43,327,434円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
	(自2024年5月11日至2024年6月10日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（126,304,417円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,202,864,842円）、および分配準備積立金（2,578,630,071円）より、分配対象収益は9,907,799,330円（1万口当たり4,291.42円）であり、うち46,174,968円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(自2024年11月12日至2024年12月10日) 第162計算期間末における費用控除後の配当等収益（112,075,296円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,689,184,986円）、および分配準備積立金（2,793,514,953円）より、分配対象収益は9,594,775,235円（1万口当たり4,488.29円）であり、うち42,754,704円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
	(自2024年6月11日至2024年7月10日) 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（119,297,438円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,070,544,525円）、および分配準備積立金（2,605,160,001円）より、分配対象収益は9,795,001,964円（1万口当たり4,324.10円）であり、うち45,304,259円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(自2024年12月11日至2025年1月10日) 第163計算期間末における費用控除後の配当等収益（120,629,777円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,589,675,023円）、および分配準備積立金（2,818,000,519円）より、分配対象収益は9,528,305,319円（1万口当たり4,525.59円）であり、うち42,108,574円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
	(自2024年7月11日至2024年8月13日) 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（124,129,206円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,975,531,039円）、および分配準備積立金（2,636,017,208円）より、分配対象収益は9,735,677,453円（1万口当たり4,359.69円）であり、うち44,662,203円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	(自2025年1月11日至2025年2月10日) 第164計算期間末における費用控除後の配当等収益（117,181,314円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,479,900,139円）、および分配準備積立金（2,845,393,452円）より、分配対象収益は9,442,474,905円（1万口当たり4,562.21円）であり、うち41,394,314円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自2024年8月14日至2024年9月10日） 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（106,646,642円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,947,083,907円）、および分配準備積立金（2,699,460,734円）より、分配対象収益は9,753,191,283円（1万口当たり4,387.67円）であり、うち44,457,243円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自2025年2月11日至2025年3月10日） 第165計算期間末における費用控除後の配当等収益（123,414,783円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,404,015,005円）、および分配準備積立金（2,884,466,110円）より、分配対象収益は9,411,895,898円（1万口当たり4,602.56円）であり、うち40,898,512円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自2024年9月11日至2024年10月10日） 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（125,418,314円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,871,745,551円）、および分配準備積立金（2,728,164,781円）より、分配対象収益は9,725,328,646円（1万口当たり4,424.74円）であり、うち43,958,878円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自2025年3月11日至2025年4月10日） 第166計算期間末における費用控除後の配当等収益（121,044,623円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,298,743,109円）、および分配準備積立金（2,913,735,064円）より、分配対象収益は9,333,522,796円（1万口当たり4,642.78円）であり、うち40,206,625円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定28期 (2025年4月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定27期（自 2024年4月11日 至 2024年10月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	809,346,422円
親投資信託受益証券	176円
合計	809,346,598円

特定28期（自 2024年10月11日 至 2025年4月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△1,398,030,353円
親投資信託受益証券	219円
合計	△1,398,030,134円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年4月10日現在)
期首元本額	23,481,518,214円	21,979,439,459円
期中追加設定元本額	243,016,782円	104,800,323円
期中一部解約元本額	1,745,095,537円	1,980,926,958円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class	13,577,401,521	8,541,543,296	
	投資信託受益証券 小計		8,541,543,296	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	438,760	445,867	
	親投資信託受益証券 小計		445,867	
合 計			8,541,989,163	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株厳選ファンド・豪ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年 4月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	384,310	233,036
コール・ローン	62,250,746	58,673,988
投資信託受益証券	2,402,114,953	1,778,699,120
親投資信託受益証券	690,153	690,901
未収入金	395,652	-
流動資産合計	2,465,835,814	1,838,297,045
資産合計	2,465,835,814	1,838,297,045
負債の部		
流動負債		
未払金	114,708	-
未払収益分配金	5,563,349	5,222,789
未払解約金	1,470,878	35,198
未払受託者報酬	53,954	49,985
未払委託者報酬	3,021,702	2,799,603
その他未払費用	62,156	55,649
流動負債合計	10,286,747	8,163,224
負債合計	10,286,747	8,163,224
純資産の部		
元本等		
元本	1,589,528,444	1,492,225,489
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	866,020,623	337,908,332
（分配準備積立金）	1,199,661,046	1,148,608,124
元本等合計	2,455,549,067	1,830,133,821
純資産合計	2,455,549,067	1,830,133,821
負債純資産合計	2,465,835,814	1,838,297,045

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定27期 自 2024年 4月11日 至 2024年10月10日	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日
営業収益		
受取配当金	299,298,778	75,388,607
受取利息	36,932	85,140
有価証券売買等損益	△241,333,681	△505,254,759
営業収益合計	58,002,029	△429,781,012
営業費用		
受託者報酬	345,756	309,549
委託者報酬	19,365,246	17,337,351
その他費用	62,156	55,649
営業費用合計	19,773,158	17,702,549
営業利益又は営業損失（△）	38,228,871	△447,483,561
経常利益又は経常損失（△）	38,228,871	△447,483,561
当期純利益又は当期純損失（△）	38,228,871	△447,483,561
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,852,730	△1,963,819
期首剰余金又は期首欠損金（△）	906,796,417	866,020,623
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,331,065	3,077,170
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,331,065	3,077,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,432,734	53,816,272
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,432,734	53,816,272
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	34,050,266	31,853,447
期末剰余金又は期末欠損金（△）	866,020,623	337,908,332

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年4月10日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	1,589,528,444口	1,492,225,489口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5448円 (1万口当たりの純資産額15,448円)	1口当たり純資産額 1.2264円 (1万口当たりの純資産額12,264円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定27期 自 2024年4月11日 至 2024年10月10日	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
分配金の計算過程	(自2024年4月11日至2024年5月10日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,799,359円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,291,893,279円)、および分配準備積立金(1,004,862,376円)より、分配対象収益は2,310,555,014円(1万口当たり13,917.04円)であり、うち5,810,820円(1万口当たり35円)を分配金額としております。	(自2024年10月11日至2024年11月11日) 第161計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,611,507円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,240,385,436円)、および分配準備積立金(1,185,331,504円)より、分配対象収益は2,435,328,447円(1万口当たり15,492.93円)であり、うち5,501,637円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

(自2024年5月11日至2024年6月10日) 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（123,481,796円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,269,753,292円）、および分配準備積立金（990,812,867円）より、分配対象収益は2,384,047,955円（1万口当たり14,640.42円）であり、うち5,699,403円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2024年11月12日至2024年12月10日) 第162計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,739,427円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,204,247,176円）、および分配準備積立金（1,153,909,140円）より、分配対象収益は2,367,895,743円（1万口当たり15,521.78円）であり、うち5,339,359円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
(自2024年6月11日至2024年7月10日) 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,709,937円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（4,195,191円）、収益調整金（1,267,471,916円）、および分配準備積立金（1,101,858,360円）より、分配対象収益は2,388,235,404円（1万口当たり14,721.99円）であり、うち5,677,780円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2024年12月11日至2025年1月10日) 第163計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,197,900円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,200,487,423円）、および分配準備積立金（1,152,670,644円）より、分配対象収益は2,364,355,967円（1万口当たり15,560.51円）であり、うち5,318,108円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
(自2024年7月11日至2024年8月13日) 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（110,779,423円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,270,395,108円）、および分配準備積立金（1,104,649,124円）より、分配対象収益は2,485,823,655円（1万口当たり15,375.80円）であり、うち5,658,491円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2025年1月11日至2025年2月10日) 第164計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,449,783円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,183,669,896円）、および分配準備積立金（1,141,299,646円）より、分配対象収益は2,334,419,325円（1万口当たり15,588.61円）であり、うち5,241,305円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
(自2024年8月14日至2024年9月10日) 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,870,301円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,268,893,584円）、および分配準備積立金（1,203,352,745円）より、分配対象収益は2,485,116,630円（1万口当たり15,420.67円）であり、うち5,640,423円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2025年2月11日至2025年3月10日) 第165計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,802,008円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,181,724,616円）、および分配準備積立金（1,142,540,553円）より、分配対象収益は2,334,067,177円（1万口当たり15,619.21円）であり、うち5,230,249円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

	（自2024年9月11日至2024年10月10日） 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,889,363円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,253,261,441円）、および分配準備積立金（1,192,335,032円）より、分配対象収益は2,458,485,836円（1万口当たり15,466.76円）であり、うち5,563,349円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2025年3月11日至2025年4月10日） 第166計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,567,209円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,181,252,396円）、および分配準備積立金（1,144,263,704円）より、分配対象収益は2,335,083,309円（1万口当たり15,648.33円）であり、うち5,222,789円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項 目	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
-------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定28期 (2025年4月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定27期（自 2024年4月11日 至 2024年10月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	195,092,556円
親投資信託受益証券	272円
合計	195,092,828円

特定28期（自 2024年10月11日 至 2025年4月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△295,568,835円
親投資信託受益証券	340円
合計	△295,568,495円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年4月10日現在)
期首元本額	1,667,461,728円	1,589,528,444円
期中追加設定元本額	31,517,139円	6,312,379円
期中一部解約元本額	109,450,423円	103,615,334円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class	2,485,257,958	1,778,699,120	
	投資信託受益証券 小計		1,778,699,120	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	679,887	690,901	
	親投資信託受益証券 小計		690,901	
合 計			1,779,390,021	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年 4月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	166,130	102,199
コール・ローン	26,909,767	25,731,610
投資信託受益証券	987,132,604	754,080,509
親投資信託受益証券	9,930	9,941
未収入金	9,763,216	2,201,529
流動資産合計	1,023,981,647	782,125,788
資産合計	1,023,981,647	782,125,788
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,415,145	3,100,822
未払解約金	10,282,731	3,654,559
未払受託者報酬	22,249	20,580
未払委託者報酬	1,246,268	1,152,546
その他未払費用	25,392	23,269
流動負債合計	14,991,785	7,951,776
負債合計	14,991,785	7,951,776
純資産の部		
元本等		
元本	569,190,960	516,803,793
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	439,798,902	257,370,219
（分配準備積立金）	445,564,343	405,526,284
元本等合計	1,008,989,862	774,174,012
純資産合計	1,008,989,862	774,174,012
負債純資産合計	1,023,981,647	782,125,788

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定27期 自 2024年 4月11日 至 2024年10月10日	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日
営業収益		
受取配当金	88,929,142	35,657,421
受取利息	16,012	35,914
有価証券売買等損益	△54,875,740	△152,579,229
営業収益合計	34,069,414	△116,885,894
営業費用		
受託者報酬	141,559	129,715
委託者報酬	7,929,755	7,265,960
その他費用	25,392	23,269
営業費用合計	8,096,706	7,418,944
営業利益又は営業損失（△）	25,972,708	△124,304,838
経常利益又は経常損失（△）	25,972,708	△124,304,838
当期純利益又は当期純損失（△）	25,972,708	△124,304,838
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,707,229	△107,837
期首剰余金又は期首欠損金（△）	450,645,146	439,798,902
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,584,163	9,170,182
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,584,163	9,170,182
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,728,261	48,019,717
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,728,261	48,019,717
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	20,967,625	19,382,147
期末剰余金又は期末欠損金（△）	439,798,902	257,370,219

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年4月10日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	569,190,960口	516,803,793口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7727円 (1万口当たりの純資産額17,727円)	1口当たり純資産額 1.4980円 (1万口当たりの純資産額14,980円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定27期 自 2024年4月11日 至 2024年10月10日	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
分配金の計算過程	(自2024年4月11日至2024年5月10日) 第155計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,693,668円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(531,234,496円)、および分配準備積立金(423,617,863円)より、分配対象収益は960,546,027円(1万口当たり16,223.51円)であり、うち3,552,422円(1万口当たり60円)を分配金額としております。	(自2024年10月11日至2024年11月11日) 第161計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,373,586円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(529,177,293円)、および分配準備積立金(437,456,393円)より、分配対象収益は972,007,272円(1万口当たり17,319.78円)であり、うち3,367,273円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

（自2024年5月11日至2024年6月10日） 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,167,989円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（542,781,121円）、および分配準備積立金（422,032,768円）より、分配対象収益は998,981,878円（1万口当たり16,736.01円）であり、うち3,581,434円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	（自2024年11月12日至2024年12月10日） 第162計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,900,752円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（527,271,162円）、および分配準備積立金（432,457,633円）より、分配対象収益は964,629,547円（1万口当たり17,347.94円）であり、うち3,336,291円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
（自2024年6月11日至2024年7月10日） 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,991,591円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（528,566,115円）、および分配準備積立金（436,856,814円）より、分配対象収益は972,414,520円（1万口当たり16,796.79円）であり、うち3,473,571円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	（自2024年12月11日至2025年1月10日） 第163計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,721,628円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（512,232,775円）、および分配準備積立金（420,091,600円）より、分配対象収益は938,046,003円（1万口当たり17,394.10円）であり、うち3,235,738円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
（自2024年7月11日至2024年8月13日） 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,794,162円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（535,318,365円）、および分配準備積立金（433,840,137円）より、分配対象収益は994,952,664円（1万口当たり17,187.91円）であり、うち3,473,207円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	（自2025年1月11日至2025年2月10日） 第164計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,593,075円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（505,028,139円）、および分配準備積立金（413,774,071円）より、分配対象収益は923,395,285円（1万口当たり17,420.76円）であり、うち3,180,327円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
（自2024年8月14日至2024年9月10日） 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,155,271円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（536,018,874円）、および分配準備積立金（455,072,750円）より、分配対象収益は997,246,895円（1万口当たり17,234.29円）であり、うち3,471,846円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	（自2025年2月11日至2025年3月10日） 第165計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,730,115円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（503,061,745円）、および分配準備積立金（411,763,674円）より、分配対象収益は919,555,534円（1万口当たり17,450.55円）であり、うち3,161,696円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
（自2024年9月11日至2024年10月10日） 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,242,396円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（534,809,641円）、および分配準備積立金（442,737,092円）より、分配対象収益は983,789,129円（1万口当たり17,283.99円）であり、うち3,415,145円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	（自2025年3月11日至2025年4月10日） 第166計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,540,031円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（494,662,910円）、および分配準備積立金（404,087,075円）より、分配対象収益は903,290,016円（1万口当たり17,478.39円）であり、うち3,100,822円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定28期 (2025年4月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定27期（自 2024年4月11日 至 2024年10月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	71,066,599円
親投資信託受益証券	4円
合計	71,066,603円

特定28期（自 2024年10月11日 至 2025年4月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△92,240,978円
親投資信託受益証券	5円
合計	△92,240,973円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定27期 (2024年10月10日現在)	特定28期 (2025年4月10日現在)
期首元本額	586,661,961円	569,190,960円
期中追加設定元本額	40,503,006円	12,285,342円
期中一部解約元本額	57,974,007円	64,672,509円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class	951,761,340	754,080,509	
	投資信託受益証券 小計		754,080,509	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	9,783	9,941	
	親投資信託受益証券 小計		9,941	
合 計			754,090,450	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株厳選ファンド・米ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定23期 (2024年10月10日現在)	特定24期 (2025年 4月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,324,186	1,451,632
コール・ローン	376,473,056	365,492,731
投資信託受益証券	13,903,544,324	10,713,849,431
親投資信託受益証券	199,666	199,882
未収入金	30,051,419	19,166,607
流動資産合計	14,312,592,651	11,100,160,283
資産合計	14,312,592,651	11,100,160,283
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	63,320,785	55,742,544
未払解約金	35,003,316	46,680,948
未払受託者報酬	308,158	289,323
未払委託者報酬	17,257,334	16,202,352
その他未払費用	362,220	327,452
流動負債合計	116,251,813	119,242,619
負債合計	116,251,813	119,242,619
純資産の部		
元本等		
元本	10,553,464,185	9,290,424,026
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,642,876,653	1,690,493,638
（分配準備積立金）	6,991,269,808	6,106,863,819
元本等合計	14,196,340,838	10,980,917,664
純資産合計	14,196,340,838	10,980,917,664
負債純資産合計	14,312,592,651	11,100,160,283

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定23期 自 2024年 4月11日 至 2024年10月10日	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日
営業収益		
受取配当金	1,396,841,352	443,080,154
受取利息	217,028	449,913
有価証券売買等損益	△1,102,266,400	△1,510,339,886
営業収益合計	294,791,980	△1,066,809,819
営業費用		
受託者報酬	2,012,833	1,819,681
委託者報酬	112,721,138	101,904,518
その他費用	362,220	327,452
営業費用合計	115,096,191	104,051,651
営業利益又は営業損失（△）	179,695,789	△1,170,861,470
経常利益又は経常損失（△）	179,695,789	△1,170,861,470
当期純利益又は当期純損失（△）	179,695,789	△1,170,861,470
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,136,397	△13,636,134
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,050,272,058	3,642,876,653
剰余金増加額又は欠損金減少額	182,688,390	35,189,193
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	182,688,390	35,189,193
剰余金減少額又は欠損金増加額	375,175,320	480,826,049
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	375,175,320	480,826,049
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	387,467,867	349,520,823
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,642,876,653	1,690,493,638

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定23期 (2024年10月10日現在)	特定24期 (2025年4月10日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	10,553,464,185口	9,290,424,026口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3452円 (1万口当たりの純資産額13,452円)	1口当たり純資産額 1.1820円 (1万口当たりの純資産額11,820円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定23期 自 2024年4月11日 至 2024年10月10日	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
分配金の計算過程	(自2024年4月11日至2024年5月10日) 第130計算期間末における費用控除後の配当等収益(95,744,310円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,747,490,757円)、および分配準備積立金(6,571,612,645円)より、分配対象収益は11,414,847,712円(1万口当たり10,369.31円)であり、うち66,049,769円(1万口当たり60円)を分配金額としております。	(自2024年10月11日至2024年11月11日) 第136計算期間末における費用控除後の配当等収益(81,072,497円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,672,958,684円)、および分配準備積立金(6,797,203,094円)より、分配対象収益は11,551,234,275円(1万口当たり11,244.30円)であり、うち61,637,832円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(自2024年5月11日至2024年6月10日) 第131計算期間末における費用控除後の配当等 収益（509,292,307円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（4,740,788,050円）、および分配準 備積立金（6,462,847,433円）より、分配対象 収益は11,712,927,790円（1万口当たり 10,778.11円）であり、うち65,204,010円（1 万口当たり60円）を分配金額としておりま す。	(自2024年11月12日至2024年12月10日) 第137計算期間末における費用控除後の配当等 収益（67,197,701円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（4,507,864,010円）、および分配準 備積立金（6,553,781,874円）より、分配対象 収益は11,128,843,585円（1万口当たり 11,252.24円）であり、うち59,342,021円（1 万口当たり60円）を分配金額としておりま す。
(自2024年6月11日至2024年7月10日) 第132計算期間末における費用控除後の配当等 収益（99,359,427円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（4,740,030,975円）、および分配準 備積立金（6,804,121,627円）より、分配対象 収益は11,643,512,029円（1万口当たり 10,810.42円）であり、うち64,623,825円（1 万口当たり60円）を分配金額としておりま す。	(自2024年12月11日至2025年1月10日) 第138計算期間末における費用控除後の配当等 収益（67,700,516円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（4,471,675,212円）、および分配準 備積立金（6,474,586,152円）より、分配対象 収益は11,013,961,880円（1万口当たり 11,261.48円）であり、うち58,681,271円（1 万口当たり60円）を分配金額としておりま す。
(自2024年7月11日至2024年8月13日) 第133計算期間末における費用控除後の配当等 収益（459,429,591円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（4,793,895,792円）、および分配準 備積立金（6,719,143,878円）より、分配対象 収益は11,972,469,261円（1万口当たり 11,179.69円）であり、うち64,254,741円（1 万口当たり60円）を分配金額としておりま す。	(自2025年1月11日至2025年2月10日) 第139計算期間末における費用控除後の配当等 収益（50,363,288円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（4,382,419,494円）、および分配準 備積立金（6,324,152,130円）より、分配対象 収益は10,756,934,912円（1万口当たり 11,254.17円）であり、うち57,349,079円（1 万口当たり60円）を分配金額としておりま す。
(自2024年8月14日至2024年9月10日) 第134計算期間末における費用控除後の配当等 収益（87,473,438円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（4,829,969,682円）、および分配準 備積立金（7,033,780,075円）より、分配対象 収益は11,951,223,195円（1万口当たり 11,201.69円）であり、うち64,014,737円（1 万口当たり60円）を分配金額としておりま す。	(自2025年2月11日至2025年3月10日) 第140計算期間末における費用控除後の配当等 収益（51,923,701円）、費用控除後、繰越欠 損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収 益調整金（4,350,878,285円）、および分配準 備積立金（6,240,313,356円）より、分配対象 収益は10,643,115,342円（1万口当たり 11,249.05円）であり、うち56,768,076円（1 万口当たり60円）を分配金額としておりま す。

	（自2024年9月11日至2024年10月10日） 第135計算期間末における費用控除後の配当等収益（88,298,250円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,792,063,934円）、および分配準備積立金（6,966,292,343円）より、分配対象収益は11,846,654,527円（1万口当たり11,225.37円）であり、うち63,320,785円（1万口当たり60円）を分配金額としております。	（自2025年3月11日至2025年4月10日） 第141計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,568,624円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,282,068,392円）、および分配準備積立金（6,113,037,739円）より、分配対象収益は10,444,674,755円（1万口当たり11,242.41円）であり、うち55,742,544円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定24期 (2025年4月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定23期（自 2024年4月11日 至 2024年10月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,042,582,242円
親投資信託受益証券	79円
合 計	1,042,582,321円

特定24期（自 2024年10月11日 至 2025年4月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△1,107,882,453円
親投資信託受益証券	98円
合 計	△1,107,882,355円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定23期 (2024年10月10日現在)	特定24期 (2025年4月10日現在)
期首元本額	11,085,557,693円	10,553,464,185円
期中追加設定元本額	514,866,216円	101,405,388円
期中一部解約元本額	1,046,959,724円	1,364,445,547円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class	13,118,463,856	10,713,849,431	
	投資信託受益証券 小計		10,713,849,431	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	196,696	199,882	
	親投資信託受益証券 小計		199,882	
合 計			10,714,049,313	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株厳選ファンド・メキシコペソコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定23期 (2024年10月10日現在)	特定24期 (2025年 4月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	226,819	110,758
コール・ローン	36,740,266	27,886,697
投資信託受益証券	1,143,526,329	641,679,133
親投資信託受益証券	199,666	199,882
未収入金	33,658,899	3,119,953
流動資産合計	1,214,351,979	672,996,423
資産合計	1,214,351,979	672,996,423
負債の部		
流動負債		
未払金	-	452,640
未払収益分配金	2,460,362	1,634,885
未払解約金	36,103,072	5,871,990
未払受託者報酬	26,061	17,975
未払委託者報酬	1,459,662	1,006,940
その他未払費用	36,829	22,925
流動負債合計	40,085,986	9,007,355
負債合計	40,085,986	9,007,355
純資産の部		
元本等		
元本	702,960,642	467,110,075
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	471,305,351	196,878,993
（分配準備積立金）	293,424,366	210,550,767
元本等合計	1,174,265,993	663,989,068
純資産合計	1,174,265,993	663,989,068
負債純資産合計	1,214,351,979	672,996,423

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定23期 自 2024年 4月11日 至 2024年10月10日	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日
営業収益		
受取配当金	146,716,820	57,335,847
受取利息	33,713	47,587
有価証券売買等損益	△348,072,344	△163,707,577
営業収益合計	△201,321,811	△106,324,143
営業費用		
受託者報酬	205,059	127,834
委託者報酬	11,485,497	7,160,716
その他費用	36,829	22,925
営業費用合計	11,727,385	7,311,475
営業利益又は営業損失（△）	△213,049,196	△113,635,618
経常利益又は経常損失（△）	△213,049,196	△113,635,618
当期純利益又は当期純損失（△）	△213,049,196	△113,635,618
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△19,600,742	△1,504,188
期首剰余金又は期首欠損金（△）	821,702,267	471,305,351
剰余金増加額又は欠損金減少額	356,337,541	30,740,849
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	356,337,541	30,740,849
剰余金減少額又は欠損金増加額	496,090,321	181,506,651
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	496,090,321	181,506,651
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	17,195,682	11,529,126
期末剰余金又は期末欠損金（△）	471,305,351	196,878,993

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定23期 (2024年10月10日現在)	特定24期 (2025年4月10日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	702,960,642口	467,110,075口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6705円 (1万口当たりの純資産額16,705円)	1口当たり純資産額 1.4215円 (1万口当たりの純資産額14,215円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定23期 自 2024年4月11日 至 2024年10月10日	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
分配金の計算過程	(自2024年4月11日至2024年5月10日) 第130計算期間末における費用控除後の配当等収益(16,443,368円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,350,936,688円)、および分配準備積立金(365,908,731円)より、分配対象収益は1,733,288,787円(1万口当たり17,954.20円)であり、うち3,378,881円(1万口当たり35円)を分配金額としております。	(自2024年10月11日至2024年11月11日) 第136計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,561,166円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,034,854,474円)、および分配準備積立金(282,441,383円)より、分配対象収益は1,327,857,023円(1万口当たり19,308.73円)であり、うち2,406,942円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

（自2024年5月11日至2024年6月10日） 第131計算期間末における費用控除後の配当等収益（64,475,318円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,367,159,668円）、および分配準備積立金（339,564,409円）より、分配対象収益は1,771,199,395円（1万口当たり18,606.57円）であり、うち3,331,724円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2024年11月12日至2024年12月10日） 第137計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,636,554円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（919,739,301円）、および分配準備積立金（254,881,701円）より、分配対象収益は1,184,257,556円（1万口当たり19,431.98円）であり、うち2,133,030円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
（自2024年6月11日至2024年7月10日） 第132計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,498,331円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,186,541,737円）、および分配準備積立金（321,393,033円）より、分配対象収益は1,524,433,101円（1万口当たり18,776.86円）であり、うち2,841,537円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2024年12月11日至2025年1月10日） 第138計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,442,120円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（823,744,725円）、および分配準備積立金（229,509,034円）より、分配対象収益は1,062,695,879円（1万口当たり19,571.67円）であり、うち1,900,418円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
（自2024年7月11日至2024年8月13日） 第133計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,486,708円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,089,725,354円）、および分配準備積立金（293,703,714円）より、分配対象収益は1,396,915,776円（1万口当たり18,927.06円）であり、うち2,583,182円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2025年1月11日至2025年2月10日） 第139計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,213,849円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（783,496,507円）、および分配準備積立金（222,209,983円）より、分配対象収益は1,012,920,339円（1万口当たり19,677.03円）であり、うち1,801,705円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
（自2024年8月14日至2024年9月10日） 第134計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,625,896円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,108,544,830円）、および分配準備積立金（294,873,446円）より、分配対象収益は1,415,044,172円（1万口当たり19,048.70円）であり、うち2,599,996円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2025年2月11日至2025年3月10日） 第140計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,695,397円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（720,548,344円）、および分配準備積立金（206,644,872円）より、分配対象収益は933,888,613円（1万口当たり19,784.02円）であり、うち1,652,146円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

	（自2024年9月11日至2024年10月10日） 第135計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,318,273円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,053,042,069円）、および分配準備積立金（283,566,455円）より、分配対象収益は1,348,926,797円（1万口当たり19,189.22円）であり、うち2,460,362円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2025年3月11日至2025年4月10日） 第141計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,588,236円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（716,914,616円）、および分配準備積立金（205,597,416円）より、分配対象収益は929,100,268円（1万口当たり19,890.39円）であり、うち1,634,885円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
-------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定24期 (2025年4月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定23期（自 2024年4月11日 至 2024年10月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	107,490,352円
親投資信託受益証券	79円
合計	107,490,431円

特定24期（自 2024年10月11日 至 2025年4月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△91,066,073円
親投資信託受益証券	98円
合計	△91,065,975円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定23期 (2024年10月10日現在)	特定24期 (2025年4月10日現在)
期首元本額	883,243,114円	702,960,642円
期中追加設定元本額	416,651,760円	48,509,859円
期中一部解約元本額	596,934,232円	284,360,426円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class	959,161,634	641,679,133	
	投資信託受益証券 小計		641,679,133	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	196,696	199,882	
	親投資信託受益証券 小計		199,882	
合 計			641,879,015	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株厳選ファンド・トルコリラコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定23期 (2024年10月10日現在)	特定24期 (2025年 4月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	346,948	196,062
コール・ローン	56,198,844	49,364,645
投資信託受益証券	1,225,125,057	1,219,364,657
親投資信託受益証券	199,666	199,882
未収入金	816,945	13,588,783
流動資産合計	1,282,687,460	1,282,714,029
資産合計	1,282,687,460	1,282,714,029
負債の部		
流動負債		
未払金	13,186,023	-
未払収益分配金	11,622,626	12,524,546
未払解約金	5,705,183	18,449,136
未払受託者報酬	26,997	32,730
未払委託者報酬	1,511,964	1,833,354
その他未払費用	25,057	32,897
流動負債合計	32,077,850	32,872,663
負債合計	32,077,850	32,872,663
純資産の部		
元本等		
元本	3,320,750,334	3,578,441,918
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,070,140,724	△2,328,600,552
（分配準備積立金）	252,787,072	413,545,389
元本等合計	1,250,609,610	1,249,841,366
純資産合計	1,250,609,610	1,249,841,366
負債純資産合計	1,282,687,460	1,282,714,029

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定23期 自 2024年 4月11日 至 2024年10月10日	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日
営業収益		
受取配当金	279,931,865	348,567,686
受取利息	30,342	65,461
有価証券売買等損益	△162,578,963	△370,486,592
営業収益合計	117,383,244	△21,853,445
営業費用		
受託者報酬	139,704	183,209
委託者報酬	7,825,465	10,262,167
その他費用	25,057	32,897
営業費用合計	7,990,226	10,478,273
営業利益又は営業損失（△）	109,393,018	△32,331,718
経常利益又は経常損失（△）	109,393,018	△32,331,718
当期純利益又は当期純損失（△）	109,393,018	△32,331,718
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,211,644	△192,263
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,157,705,745	△2,070,140,724
剰余金増加額又は欠損金減少額	743,933,710	726,207,971
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	743,933,710	726,207,971
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,701,614,262	879,578,131
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,701,614,262	879,578,131
分配金	62,935,801	72,950,213
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,070,140,724	△2,328,600,552

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定23期 (2024年10月10日現在)	特定24期 (2025年4月10日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	3,320,750,334口	3,578,441,918口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 2,070,140,724円	元本の欠損 2,328,600,552円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.3766円 (1万口当たりの純資産額3,766円)	1口当たり純資産額 0.3493円 (1万口当たりの純資産額3,493円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定23期 自 2024年4月11日 至 2024年10月10日	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日

分配金の計算過程	(自2024年4月11日至2024年5月10日) 第130計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,410,931円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,009,244,982円）、および分配準備積立金（108,266,844円）より、分配対象収益は1,144,922,757円（1万口当たり6,309.50円）であり、うち6,351,109円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2024年10月11日至2024年11月11日) 第136計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,234,882円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,785,370,988円）、および分配準備積立金（215,440,776円）より、分配対象収益は2,050,046,646円（1万口当たり7,045.53円）であり、うち10,183,987円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
	(自2024年5月11日至2024年6月10日) 第131計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,469,893円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,586,208,254円）、および分配準備積立金（124,658,494円）より、分配対象収益は1,746,336,641円（1万口当たり6,423.31円）であり、うち9,515,616円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2024年11月12日至2024年12月10日) 第137計算期間末における費用控除後の配当等収益（50,381,491円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,292,168,002円）、および分配準備積立金（242,347,866円）より、分配対象収益は2,584,897,359円（1万口当たり7,188.22円）であり、うち12,586,061円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
	(自2024年6月11日至2024年7月10日) 第132計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,859,247円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,041,180,997円）、および分配準備積立金（143,618,444円）より、分配対象収益は2,234,658,688円（1万口当たり6,535.31円）であり、うち11,967,765円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2024年12月11日至2025年1月10日) 第138計算期間末における費用控除後の配当等収益（66,082,759円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,286,606,162円）、および分配準備積立金（272,516,230円）より、分配対象収益は2,625,205,151円（1万口当たり7,339.09円）であり、うち12,519,557円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
	(自2024年7月11日至2024年8月13日) 第133計算期間末における費用控除後の配当等収益（56,920,744円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,046,788,248円）、および分配準備積立金（152,713,146円）より、分配対象収益は2,256,422,138円（1万口当たり6,672.97円）であり、うち11,835,018円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2025年1月11日至2025年2月10日) 第139計算期間末における費用控除後の配当等収益（55,216,256円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,330,383,610円）、および分配準備積立金（302,706,642円）より、分配対象収益は2,688,306,508円（1万口当たり7,466.74円）であり、うち12,601,316円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
	(自2024年8月14日至2024年9月10日) 第134計算期間末における費用控除後の配当等収益（53,252,883円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,022,109,611円）、および分配準備積立金（186,818,319円）より、分配対象収益は2,262,180,813円（1万口当たり6,799.95円）であり、うち11,643,667円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	(自2025年2月11日至2025年3月10日) 第140計算期間末における費用控除後の配当等収益（60,849,397円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,322,223,045円）、および分配準備積立金（339,417,880円）より、分配対象収益は2,722,490,322円（1万口当たり7,601.84円）であり、うち12,534,746円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

	（自2024年9月11日至2024年10月10日） 第135計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,403,975円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,030,072,049円）、および分配準備積立金（217,005,723円）より、分配対象収益は2,294,481,747円（1万口当たり6,909.53円）であり、うち11,622,626円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（自2025年3月11日至2025年4月10日） 第141計算期間末における費用控除後の配当等収益（51,849,812円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,333,770,756円）、および分配準備積立金（374,220,123円）より、分配対象収益は2,759,840,691円（1万口当たり7,712.41円）であり、うち12,524,546円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定24期 (2025年4月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定23期（自 2024年4月11日 至 2024年10月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	75,185,559円
親投資信託受益証券	79円
合 計	75,185,638円

特定24期（自 2024年10月11日 至 2025年4月10日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△177,473,952円
親投資信託受益証券	98円
合 計	△177,473,854円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定23期 (2024年10月10日現在)	特定24期 (2025年4月10日現在)
期首元本額	1,778,245,585円	3,320,750,334円
期中追加設定元本額	2,721,769,626円	1,445,345,517円
期中一部解約元本額	1,179,264,877円	1,187,653,933円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class	11,115,448,108	1,219,364,657	
	投資信託受益証券 小計		1,219,364,657	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	196,696	199,882	
	親投資信託受益証券 小計		199,882	
合 計			1,219,564,539	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「日本株厳選ファンド・円コース」、「日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース」、「日本株厳選ファンド・豪ドルコース」、「日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース」、「日本株厳選ファンド・米ドルコース」、「日本株厳選ファンド・メキシコペソコース」および「日本株厳選ファンド・トルコリラコース」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)	
(2025年4月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	8,149,465
コール・ローン	2,051,877,167
国債証券	1,497,752,000
特殊債券	1,608,858,980
社債券	299,736,400
未収利息	1,791,321
前払費用	287,386
流動資産合計	5,468,452,719
資産合計	5,468,452,719
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,163,037
流動負債合計	2,163,037
負債合計	2,163,037
純資産の部	
元本等	
元本	5,379,155,265
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	87,134,417
元本等合計	5,466,289,682
純資産合計	5,466,289,682
負債純資産合計	5,468,452,719

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025年4月10日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	5,379,155,265口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0162円 (1万口当たりの純資産額10,162円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年10月11日 至 2025年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年4月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年10月11日
至 2025年4月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2025年4月10日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,263,352,260円
同期中における追加設定元本額	4,523,914,507円
同期中における一部解約元本額	4,408,111,502円
2025年4月10日現在の元本の内訳	
SMBCファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
SMBCファンドラップ・J－REIT	984,252円
SMBCファンドラップ・G－REIT	93,018,163円
SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
SMBCファンドラップ・米国株	984,543円
SMBCファンドラップ・欧州株	89,718,432円
SMBCファンドラップ・新興国株	61,111,034円
SMBCファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
SMBCファンドラップ・米国債	136,874,567円
SMBCファンドラップ・欧州債	68,341,252円
SMBCファンドラップ・新興国債	54,958,024円
SMBCファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
SMBCファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
SMBCファンドラップ・日本債	964,891,078円
DC日本国債プラス	1,287,397,579円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）	579,602,344円
米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）	366,267,059円
米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
トータルヘッジ用ファンドSMT 1号＜適格機関投資家限定＞	1,113,669,480円
合 計	5,379,155,265円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	1 2 5 1 国庫短期証券	1,000,000,000	998,638,000	
	1 2 5 7 国庫短期証券	500,000,000	499,114,000	
	国債証券 小計		1,497,752,000	
特殊債券	3 0 政保政策投資C	200,000,000	199,956,200	
	2 4 3 政保道路機構	300,000,000	299,971,500	
	2 4 7 政保道路機構	300,000,000	300,000,000	
	2 4 9 政保道路機構	220,000,000	220,000,880	
	2 5 8 政保道路機構	200,000,000	199,887,800	
	7 2 政保地方公共団	189,000,000	189,000,000	
	7 4 政保地方公共団	200,000,000	200,042,600	
	特殊債券 小計		1,608,858,980	
社債券	1 8 大和ハウス	100,000,000	99,980,900	
	7 0 三菱UFJリース	100,000,000	99,834,200	
	3 1 沖縄電力	100,000,000	99,921,300	
	社債券 小計		299,736,400	
合 計			3,406,347,380	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本株厳選ファンド・円コース

2025年4月30日現在

I 資産総額	38,918,681,602円
II 負債総額	157,862,318円
III 純資産総額（I－II）	38,760,819,284円
IV 発行済口数	48,744,021,086口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.7952円 (7,952円)

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

2025年4月30日現在

I 資産総額	10,198,031,597円
II 負債総額	37,418,395円
III 純資産総額（I－II）	10,160,613,202円
IV 発行済口数	19,951,583,491口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.5093円 (5,093円)

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

2025年4月30日現在

I 資産総額	2,106,784,736円
II 負債総額	2,618,174円
III 純資産総額（I－II）	2,104,166,562円
IV 発行済口数	1,491,636,988口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.4106円 (14,106円)

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

2025年4月30日現在

I 資産総額	854,693,510円
II 負債総額	6,334,720円
III 純資産総額（I－II）	848,358,790円
IV 発行済口数	513,348,780口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.6526円 (16,526円)

日本株厳選ファンド・米ドルコース

2025年4月30日現在

I 資産総額	11,976,654,230円
II 負債総額	20,439,911円
III 純資産総額（I－II）	11,956,214,319円
IV 発行済口数	9,278,349,727口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.2886円 (12,886円)

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

2025年4月30日現在

I 資産総額	780,716,679円
II 負債総額	1,753,879円
III 純資産総額（I－II）	778,962,800円
IV 発行済口数	472,046,378口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.6502円 (16,502円)

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

2025年4月30日現在

I 資産総額	1,457,404,707円
II 負債総額	26,871,291円
III 純資産総額（I－II）	1,430,533,416円
IV 発行済口数	3,705,897,271口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.3860円 (3,860円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿

に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年4月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

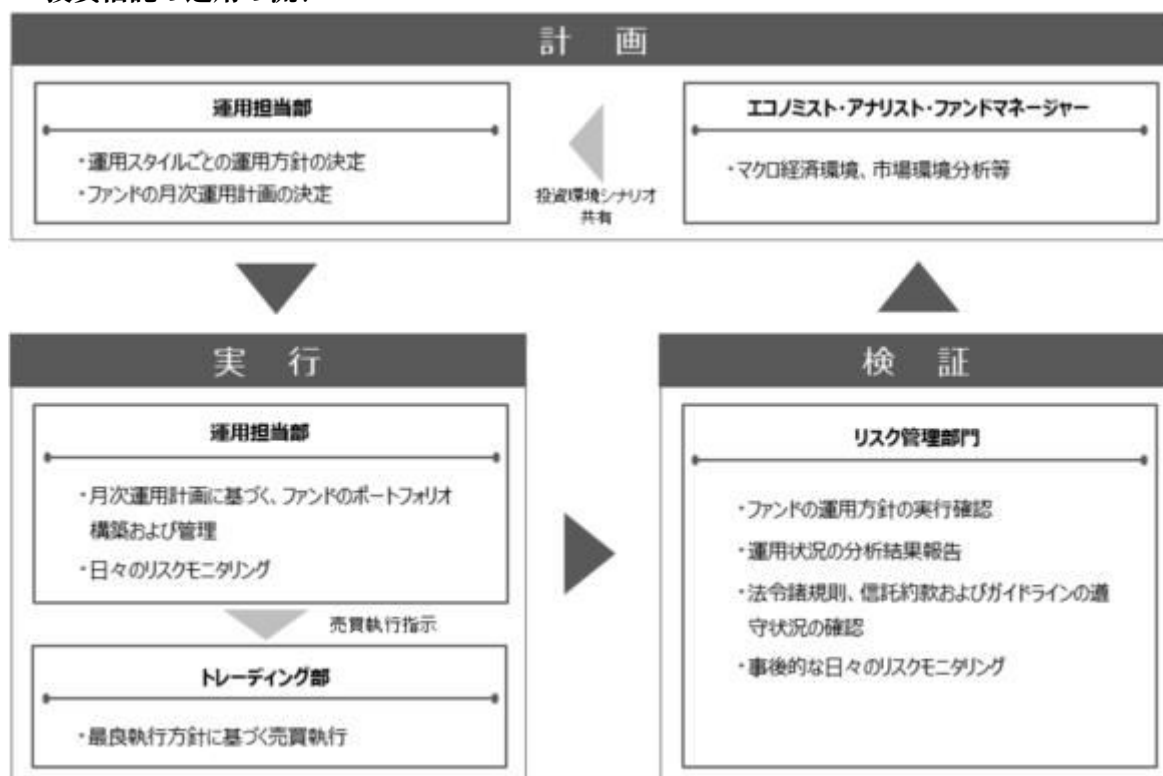
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年4月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	656	12,782,536
単位型株式投資信託	75	589,842
追加型公社債投資信託	1	22,397
単位型公社債投資信託	129	189,298
合 計	861	13,584,075

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-

有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん	101,101	511,487
顧客関連資産	2,740,868	2,436,327
電話加入権	9,332,065	7,218,790
商標権	12,706	12,706
	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177

営業利益

6,371,877

10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益 ※1	14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損 ※2	12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②其他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)

建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	－千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	－千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載していません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、

時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の 特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友 フィナンシャ ルグループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の 子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア 州ウィ ルミント ン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持 株会社)	— %	—	子会社株式の売却 (売却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - （イ）定款の変更
該当ありません。
 - （ロ）その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

- イ 受託会社
 - （イ）名称 三井住友信託銀行株式会社

- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（2024年3月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2024年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2024年3月末現在	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
寿証券株式会社	305	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静岡東海証券株式会社	600	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
十六ＴＴ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岡三にいがた証券株式会社	852	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※楽天証券株式会社の資本金の額は、2023年12月末現在です。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年12月23日	臨時報告書
2025年 1月 7日	有価証券届出書
2025年 1月 7日	有価証券報告書
2025年 3月24日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・円コースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・円コースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・豪ドルコースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・豪ドルコースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・アジア3通貨コースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・アジア3通貨コースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・米ドルコースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・米ドルコースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・メキシコペソコースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・メキシコペソコースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・トルコリラコースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・トルコリラコースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。